

盛岡市・玉山村 新市建設計画 (平成27年12月変更)

～活力に満ち、詩情あふれる新県都～

- 1 序論
- 2 建設計画策定の方針
- 3 地域の現況と課題
- 4 新市の目指すべき将来像
- 5 分野別施策の概要
- 6 公共的施設の適正配置と整備
- 7 財政計画

盛岡市・玉山村合併協議会

目 次

第1章 序論	1
1 合併の必要性	1
2 合併により期待される効果	1
第2章 建設計画策定の方針	3
1 建設計画の構成	3
2 建設計画の期間	3
3 2市村の総合計画との関係	3
第3章 地域の現況と課題	4
1 広域計画との関連	4
2 地域の現況	5
3 地域づくりの課題	27
第4章 新市の目指すべき将来像	28
1 新市の基本理念	28
2 新市の将来像	28
3 将来人口	29
4 土地利用の構想	30
5 地域別整備の方向	31
第5章 分野別施策の概要	33
1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成	33
2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実	35
3 未来を築く心豊かな人材の育成	37
4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備	39
5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興	41
6 多様な交流を支える都市基盤の整備	44
7 健全な行財政運営と自治能力の向上	46
第6章 公共的施設の適正配置と整備	48
第7章 財政計画	49
1 財政計画の基本条件	49
2 歳入及び歳出の推計条件	49
3 歳入及び歳出の推移	51
4 盛岡市・玉山村の合併による新市財政への主な効果	54

第1章 序論

1 合併の必要性

(1) 日常生活圏の広域化への対応

交通基盤の整備などにより、市町村の行政区域を越えて通勤や通学、買い物や通院など日常生活圏が拡大しています。玉山村においても、盛岡市への通勤・通学が大きな比重を占めるなど、日常生活圏が一体化している状況にあるので、日常生活圏と行政区域の一致による一体的なまちづくりや行政サービスの提供、環境問題など共に協力しながら広域的な課題に対応することが求められています。

(2) 地方分権推進への対応

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、住民に身近な行政はできるだけ市町村が行い、創意工夫による行政運営の推進が求められています。

このため、市町村は、住民にもっとも身近で総合的な行政主体として、より多くの権限移譲や行政基盤の強化により住民ニーズに沿った質の高い行政サービスの提供が求められており、中核市制度等を活用し、自治体規模の能力に応じた行財政基盤の充実・強化が重要になっています。

(3) 少子・高齢社会への対応

出生率の低下による少子化の進行により人口の伸びが鈍化している一方で、高齢化率（65歳以上の人の割合）は年々上昇しており、全国で2020年（平成32年）には4人に1人が高齢者になると見込まれています。

こうした傾向は私たちの地域でも顕著になっており、今後、地域活力の低下が懸念されるとともに、少子化対策や高齢者への福祉サービスが大きな課題となります。このため、財政基盤の強化や人材の確保、行政資源の再配分と効果的運用が必要となっています。

(4) 厳しい財政状況への対応

国、地方自治体とも大変厳しい財政状況にあり、地方財政を支える地方交付税や補助金は国の三位一体改革などにより、今後さらに減少することが見込まれます。

こうした中で、市町村が現在の行政サービスの水準をできるだけ維持しながら、需要の拡大が見込まれる医療や福祉、社会資本の整備を充実させていくためには、行財政基盤の強化とともに、より一層簡素で効率的な行政運営が必要になっています。

2 合併により期待される効果

(1) 自治能力の向上（特例市から中核市への移行）

新市では、自立性の高い都市の実現に向け、総合的な行政展開による独自のまちづくりや安定した行政サービスの提供が可能となる中核市への移行を目指します。これにより、行財政運営の効率化と財政基盤の強化とともに、専門的かつ高度な知識を有する職員の育成を図ることなどにより、政策形成や専門的な能力の向上が期待できます。また、より多くの権限を持つことにより、地方分権社会にふさわしい自己決定・自己責任によるまちづくりが可能となります。

(2) 効率的な行財政運営

総務や企画など管理部門の統合による職員数の削減や議員数の減少により経費が節減できます。また、類似施設の重複による二重投資を避けることなどにより効率的かつ重点的な公共投資ができ、行財政運営の効率化と行政基盤の強化が図られ、行政サービスを維持することが可能となります。

(3) 新しいまちづくり

行政区域が広がることにより、市村が持っている人材や文化、観光、産業等の地域資源を有機的に連携・活用できます。また、それぞれが持つ機能を補完しあいながら、新たな視点から地域産業の振興を図ることが可能になることや多くの人を引き付ける都市としての求心力が高まることが期待され、北東北の拠点機能を有する活力のある都市づくりが可能となります。

第2章 建設計画策定の方針

1 建設計画の構成

この計画は、新市を建設していくための将来像やこれを実現するためのまちづくりの基本目標及び財政計画などを中心に構成します。

2 建設計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から36年度までの19年間を基本とします。

3 2市村の総合計画との関係

この計画の策定にあたっては、2市村の総合計画の理念を踏まえた基本方針を作成し、分野別施策については、実施計画や特色ある地域づくり及び事業の継続性を考慮した上で、他の広域計画等との整合を図ります。

第3章 地域の現況と課題

1 広域計画との関連

(1) 岩手県総合計画

岩手県総合計画（平成11年策定）の地域計画において、新市を含む盛岡地区広域市町村圏の地域の将来像は、

「都市と農山村が広域的に連携し合いながら北東北の拠点としての機能を担う地域」と設定されています。

また、地域の振興施策の方向は、

「北東北の拠点を目指して広域行政を推進する地域」

「世界と結ぶ情報交流の拠点となる地域」

「岩手山や八幡平などの恵まれた自然環境と共生する地域」

「子どもから高齢者まで安心してすこやかに暮らせる地域」

「地域の特性を生かして産業の新たな展開に挑戦する地域」

「快適な都市環境を創出してそれを波及させる地域」

「地域文化の創造や多彩な活動をはぐくむ地域」

の7つが示されています。

(2) 盛岡地区広域市町村圏計画

新市が属する広域圏の計画である第四次盛岡地区広域市町村圏計画においては、圏域の将来像を、

「都市環境と自然環境が調和し、快適で活力に満ち、交流と連携の輪が広がる北東北の拠点圏域」

とし、次の5つの目標を掲げています。

「北東北における拠点機能を確立し、人・物・情報が活発に交流する広域圏」

「自然と共生する生活空間を創出し、すべての人が安心して暮らせる広域圏」

「豊かな地域資源を最大限に生かし、活力ある産業を創造する広域圏」

「人々が生涯にわたって学び自らを高め、世界に文化を発信する広域圏」

「交流と連携の輪を広げ、魅力あふれる地域づくりを展開する広域圏」

また、広域圏内において、2市村は次の機能を分担することとされています。

盛岡市：高次都市機能集積拠点、交通・商業・流通拠点、学術研究・教育・芸術文化交流拠点

玉山村：高度技術集積型産業導入拠点、親水観光・スポーツレクリエーション拠点、新エネルギー活用拠点

(3) 2市村の総合計画

2市村の総合計画の概要は、下表のとおりです。現在の基本計画は、2市村とも平成16年度から17年度にかけて計画期間が終了します。

区分	盛岡市	玉山村
基本構想 目標年次	平成17年	平成22年度
基本計画 計画期間	平成7年度～16年度	平成13年度～17年度 (前期基本計画)
将来像	人が集い活力に満ちた北東北の交流拠点都市 豊かな人間性をはぐくみ世界にひらかれた教育文化都市 恵まれた自然とともに生き互いにささえあう健康福祉都市	自然と産業との調和のとれた健康で文化的な郷土 【テーマ】 詩情景観を活かした魅力あるむらづくり 【サブテーマ】 踏み出す一歩、快適環境新世紀
施策の体系	1 機能的で魅力ある都市の創造 2 豊かで活力ある産業活動の展開 3 ふるさとの未来を支える人材の育成 4 快適でうるおいのある環境の創出 5 健やかで心のかよう地域社会の育成 6 計画の推進	1 住み良い村をつくため 2 活力ある村をつくるため 3 文化の高い村をつくるため 4 美しい村をつくるため 5 人情豊かな村をつくるため 6 計画を推進するため

2 地域の現況

(1) 2市村の概況

新市は、北上盆地の北部に位置し、面積約 886 k m²となり県土面積の約 6 %を占める広大な面積を有し、北東北三県のほぼ中央に位置しています。

新市の地形は、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走し、この山地間を南流する北上川は、東西の山地に水源を有する丹藤川、松川、雫石川などの支流を合わせて一大水系となり新市の中央部を貫流しています。一方、平地の大半は、北上川沿いに帯状に開けています。

また、新市は、東北新幹線、秋田新幹線や東北縦貫自動車道などの高速交通網により県内外の各方面と連絡しており、県都としてだけではなく、北東北においても、物流・交流の拠点として重要な位置にあります。

新市を構成する 2 市村は、盛岡市が明治22年、玉山村が昭和29年にそれぞれ市村制を施行したのち、市村合併などの変遷を経て現在の 2 市村の姿になっています。

■ 2市村の面積

区 分	面積 (k m ²)	県土に占める割合 (%)
盛岡市	489. 15	3. 2
玉山村	397. 32	2. 6
2市村合計	886. 47	5. 8
岩手県 (参考)	15, 278. 63	100. 0

(注) 平成15年10月1日現在

資料：全国都道府県市区町村別面積調 (国土交通省国土地理院)

■ 2市村の変遷

盛岡市	明治22年	市制施行	
	大正2年	編入	厨川村の一部
	昭和3年	編入	米内村
	昭和15年	編入	厨川村
	昭和16年	編入	本宮村・中野村・浅岸村
	昭和30年	編入	築川村・玉山村の一部・滝沢村の一部・太田村・雫石町の一部
	〃	合体	飯岡村・見前村・乙部村が合併し、都南村が誕生
	昭和36年	分離	玉山村の一部編入
	平成4年	編入	都南村
玉山村	昭和29年	合体	玉山村薮川村組合村・渋民村が合併し、玉山村が誕生
	昭和30年	分離	盛岡市に一部編入
	〃	編入	巻堀村
	昭和36年	編入	盛岡市の一部

(2) 人口と世帯

① 人口・世帯数の推移

国勢調査により人口の推移をみると、平成7年と12年の比較では、盛岡市は増加率 0.8%と横ばいの状態であり、玉山村は 1.6%の減となっています。

新市全体では増加傾向で推移しており、平成7年から12年では 0.7%増加しています。岩手県の総人口に対する割合も大きくなっており、平成12年では21.4%を占めています。

世帯数は、人口の増加に比較し大きな伸びを示しています。1世帯あたりの世帯員数は減少を続け、平成12年には2市村の合計で 2.5人となりました。

■ 人口の推移

(単位：人，%)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増加率		
					平2/昭60	平7/平2	平12/平7
盛岡市	272,776	278,497	286,478	288,843	2.1	2.9	0.8
玉山村	14,536	14,135	14,245	14,014	△2.8	0.8	△1.6
計	287,312	292,632	300,723	302,857	1.9	2.8	0.7
盛岡広域市町村圏	450,664	462,321	478,066	490,736	2.6	3.4	2.7
広域圏に占める割合	63.8	63.3	62.9	61.7	—	—	—
岩手県	1,436,611	1,416,928	1,419,505	1,416,180	△1.2	0.2	△0.2
県に占める割合	20.0	20.7	21.2	21.4	—	—	—

資料：国勢調査（総務省）

※昭和60年から平成2年までの盛岡市の人口は、平成4年に合併した旧都南村の人口を含む。

■ 世帯数の推移（一般世帯）

（単位：人，％）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増加率		
					平2/昭60	平7/平2	平12/平7
盛岡市	94,093	100,247	109,024	115,059	6.5	8.8	5.5
（一世帯当たり人員）	2.8	2.7	2.6	2.5	△4.1	△5.2	△4.6
玉山村	3,550	3,672	3,889	3,981	3.4	5.9	2.4
（一世帯当たり人員）	4.0	3.8	3.5	3.4	△5.9	△5.4	△4.0
計	97,643	103,919	112,913	119,040	6.4	8.7	5.4
（一世帯当たり人員）	2.9	2.7	2.6	2.5	△4.3	△5.2	△4.6

資料：国勢調査（総務省）

② 人口動態

新市の人口動態をみると、出生と死亡による増減を表す自然動態では、盛岡市は出生が死亡を上回り自然増となっていますが、玉山村は自然減になっています。新市全体では自然増ですが、平成12年を境に増加の割合が小さくなっています。

転入と転出による増減を表す社会動態では、盛岡市、玉山村とも社会減となっています。

自然動態と社会動態に外国人登録の増減等を加えた人口の増減をみると、平成15年では盛岡市と玉山村を合わせて約400人の減となっています。

■ 人口動態

（単位：人）

区分		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
盛岡市	自然動態	788	968	852	813	652
	出生	2,762	2,794	2,767	2,709	2,626
	死亡	1,974	1,826	1,915	1,896	1,974
	社会動態	△1,073	△1,222	△1,193	△1,066	△1,058
	転入	15,204	14,798	14,637	14,555	14,262
	転出	16,277	16,020	15,830	15,621	15,320
	その他	56	41	152	112	36
	増減総数	△229	△213	△189	△141	△370
玉山村	自然動態	△22	△4	△28	△21	△45
	出生	112	101	113	108	103
	死亡	134	105	141	129	148
	社会動態	△43	△63	△38	△59	16
	転入	456	429	469	440	427
	転出	499	492	507	499	411
	その他	2	9	7	12	3
	増減総数	△63	△58	△59	△68	△26
合計	自然動態	766	964	824	792	607
	出生	2,874	2,895	2,880	2,817	2,729
	死亡	2,108	1,931	2,056	2,025	2,122
	社会動態	△1,116	△1,285	△1,231	△1,125	△1,042
	転入	15,660	15,227	15,106	14,995	14,689
	転出	16,776	16,512	16,337	16,120	15,731
	その他	58	50	159	124	39
	増減総数	△292	△271	△248	△209	△396

資料：岩手県人口移動報告年報

※前年10月～表示年9月の数値。増減総数には、外国人登録の増減及び帰化を含む。

③ 年齢別人口の推移

年齢別人口をみると、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向が続いており、高齢化が一層進行してきています。新市の高齢化率は、平成12年で16.0%であり、岩手県の21.5%、全国平均の17.3%より低くなっています。

市村別の高齢化率をみると、盛岡市は15.6%ですが、玉山村は23.4%と岩手県及び全国平均を超えています。

■ 年齢3区分人口

(単位：人，%)

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	割合		
				0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和60年	63,222	199,774	24,016	22.0	69.6	8.4
平成2年	56,718	204,943	30,826	19.4	70.1	10.5
平成7年	52,092	209,262	39,341	17.3	69.6	13.1
平成12年	46,159	208,171	48,469	15.2	68.8	16.0

平成12年市町村別年齢3区分人口

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	割合		
				0～14歳	15～64歳	65歳以上
盛岡市	44,134	199,462	45,189	15.3	69.1	15.6
玉山村	2,025	8,709	3,280	14.4	62.1	23.4

資料：国勢調査（総務省）

④ 人口集中地区

人口集中地区は盛岡市にのみ設定されています。平成12年の国勢調査では面積 38.62km²、人口 230,793人であり、新市の総面積に占める割合は 4.4%、総人口に対しては76.2%となっています。

■ 人口集中地区人口

(単位：人，km²，%)

区分	人口集中地区人口	人口集中地区面積	人口集中地区人口密度	市村総人口	市村総面積	人口密度	人口集中地区が占める割合	
							人口	面積
昭和60年	214,098	36.1	5,930.7	287,312	887.64	323.7	74.5	4.1
平成2年	221,725	38.8	5,714.6	292,632	886.41	330.1	75.8	4.4
平成7年	228,300	38.6	5,914.5	300,723	886.47	339.2	75.9	4.4
平成12年	230,793	38.62	5,976.0	302,857	886.47	341.6	76.2	4.4

資料：国勢調査（総務省）

⑤ 昼夜間人口

平成12年の昼間人口を夜間人口（常住人口）と比較した昼夜間人口比率をみると、盛岡市は 107.1で流入人口が多くなっていますが、玉山村は93.2で流出超過となっています。

■ 昼夜間人口比率

(単位：人，％)

区 分	平成 7 年			平成12年		
	昼間人口	夜間人口	昼 夜 間 人口比率	昼間人口	夜間人口	昼 夜 間 人口比率
盛 岡 市	304,744	286,450	106.4	309,423	288,785	107.1
玉 山 村	13,165	14,245	92.4	13,065	14,014	93.2

資料：国勢調査（総務省）

※年齢不詳を含まない。

⑥ 人口移動

平成 7 年と12年の間の 2 市村間の人口移動を国勢調査でみると、盛岡市から玉山村へ 328 人の転出、玉山村から盛岡市へは 452人の転出であり、盛岡市へ 124人の転入超過となっています。

■ 2 市村間の人口移動（平成 7 年→平成12年）

(単位：人)

区 分	移 動 先		
	盛 岡 市	玉 山 村	計
盛 岡 市		328	328
玉 山 村	452		452

(増減数)

区 分	移 動 先		
	盛 岡 市	玉 山 村	計
盛 岡 市		124	124
玉 山 村	△ 124		△ 124

資料：国勢調査（総務省）

(3) 地域産業の状況

① 産業別就業人口の推移

産業別就業人口をみると、第 1 次産業の比率が低下し、第 3 次産業の比率が拡大してきています。盛岡市では、平成12年に第 3 次産業が約80%を占めるようになっています。

■ 産業大分類別就業人口の推移

(単位：人)

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
盛岡市	就業者数	総 数	128,622	135,928	145,310	144,830
		第1次産業	7,155	6,349	5,625	4,908
		第2次産業	21,009	22,850	23,886	23,908
		第3次産業	100,422	106,577	115,589	115,788
	構成比	第1次産業	5.6	4.7	3.9	3.4
		第2次産業	16.3	16.8	16.4	16.5
		第3次産業	78.1	78.4	79.5	79.9
玉山村	就業者数	総 数	7,691	7,804	7,755	7,592
		第1次産業	3,021	2,586	2,003	1,804
		第2次産業	1,908	2,265	2,419	2,362
		第3次産業	2,761	2,952	3,327	3,425
	構成比	第1次産業	39.3	33.1	25.8	23.8
		第2次産業	24.8	29.0	31.2	31.1
		第3次産業	35.9	37.8	42.9	45.1
合 計	就業者数	総 数	136,313	143,732	153,065	152,422
		第1次産業	10,176	8,935	7,628	6,712
		第2次産業	22,917	25,115	26,305	26,270
		第3次産業	103,183	109,529	118,916	119,213
	構成比	第1次産業	7.5	6.2	5.0	4.4
		第2次産業	16.8	17.5	17.2	17.2
		第3次産業	75.7	76.2	77.7	78.2

資料：国勢調査（総務省）

※総数には分類不能の産業が含まれるので、構成比が 100%とならない場合がある。

② 事業所

新市の事業所数は、平成13年に16,645事業所となっていますが、ほぼ横ばいで推移していたものが減少に転じています。従業員数は増加傾向で推移していましたが、2市村とも平成13年には減少に転じています。

■ 事業所数及び従業員数の推移

(単位：事業所、人)

区 分	事業所			従業員		
	平成3年	平成8年	平成13年	平成3年	平成8年	平成13年
盛岡市	16,863	16,803	16,114	147,608	161,910	155,020
玉山村	532	533	531	5,478	5,810	5,750
合 計	17,395	17,336	16,645	153,086	167,720	160,770

資料：事業所・企業統計調査（総務省）

③ 農林業

新市の農家数は、平成2年の6,278戸から平成12年には5,506戸となり、約800戸減少しており、市村とも減少傾向にあります。専業兼業別にみると、専業農家に加え第一種兼業農家の減少率も大きくなってきています。

農業産出額も減少傾向で推移しており、平成14年の1,867千万円は、平成2年に比較して309千万円の減になっています。市村別では、盛岡市は減少傾向にありますが、玉山村は増加に転じています。

産出額を品目別にみると、盛岡市は米のほか野菜や果実など都市近郊型の作物が中心ですが、玉山村では米とともに畜産の割合が大きく総産出額の78.2%を占めており、畜産の伸びが産出額増加の大きな要因となっています。

■ 農家数

(単位：戸)

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成12年
盛岡市	農家数	4,579	4,327	3,975
	専業農家	479	451	(367)
	第一種兼業農家	735	591	(471)
	第二種兼業農家	3,365	3,285	(2,290)
玉山村	農家数	1,699	1,618	1,531
	専業農家	176	161	(158)
	第一種兼業農家	460	318	(281)
	第二種兼業農家	1,063	1,139	(929)
合 計	農家数	6,278	5,945	5,506
	専業農家	655	612	(525)
	第一種兼業農家	1,195	909	(752)
	第二種兼業農家	4,428	4,424	(3,219)

資料：農業センサス（農林水産省）

※平成12年の専業農家数，第一種兼業農家数，第二種兼業農家数は，総農家のうちの販売農家数

販売農家とは，経営耕地30 a 以上または年間農産物販売金額50万円以上の農家をいう

■ 農業産出額

(単位：千万円)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成14年					
				計	米	野菜	果実	畜産	その他
盛岡市	1,187	1,151	988	842	279	222	191	103	47
玉山村	989	932	989	1,025	177	21	2	802	23
合 計	2,176	2,083	1,977	1,867	456	243	193	905	70

資料：生産農業所得統計（農林水産省）

林業をみると，新市の林野面積は64,880haで，総面積の73.2%を占めており，林家数は3,040戸，林野面積のうち約4割が保有山林となっています。林業従事者の減少と高齢化，長期木材価格低迷による森林経営意欲の減退等により，森林の管理育成の停滞が懸念されていますが，地場木材の活用やしいたけなど特産林産物の生産拡大など林業活性化への取り組みがなされているほか，水源涵養や環境保全など森林のもつ公益的機能の面からの取り組みが期待されています。

■ 林業（平成12年）

（単位：ha，％，戸）

区 分	総土地 面 積	林野面積	林野率	林家数	保有山林 面 積	林産物販売 （保有山林3ha以上の林家）		
						計	販売あり	販売なし
盛岡市	48,915	33,821	69.1	2,118	19,147	1,091	19	1,072
玉山村	39,732	31,059	78.2	922	7,297	491	16	475
合 計	88,647	64,880	73.2	3,040	26,444	1,582	35	1,547

資料：農林業センサス（農林水産省）

※保有山林は、林家世帯が単独で経営することができる山林をいう。

④ 工業

工業は、飲食料品や印刷業、金属などの事業所が集積していますが、事業所数、従業員数とも減少傾向にあり、玉山村の大規模事業所が閉鎖されたことから、平成14年の工業統計調査では、事業所 255、従業員 7,283人、製造品出荷額等は 248,488百万円となり、過去の調査と比較して大幅な落ち込みがみられます。

玉山村の工業団地等へ企業誘致が図られてきましたが、国内の製造業拠点が海外に移転することに伴い誘致企業の撤退もみられることから、安価な用地や労働力による企業誘致戦略が限界にきていると考えられています。このため、産業支援センター等による起業家の支援や産学官の連携による新分野の開拓などの取り組みがなされています。

■ 工業の状況

（単位：事業所，人，百万円）

区 分		平成2年	平成5年	平成8年	平成11年	平成14年
盛岡市	事業所数	346	319	285	272	217
	従業員数	8,786	8,357	7,536	7,389	5,949
	製造品出荷額等	235,944	248,633	248,894	237,910	225,574
玉山村	事業所数	35	40	42	43	38
	従業員数	2,240	2,234	2,195	2,149	1,334
	製造品出荷額等	61,942	57,955	63,916	50,439	22,914
合 計	事業所数	381	359	327	315	255
	従業員数	11,026	10,591	9,731	9,538	7,283
	製造品出荷額等	297,886	306,588	312,810	288,349	248,488

資料：工業統計調査（経済産業省）

※従業員4人以上の事業所の数値

⑤ 商業

卸売業は、高速交通の結節点に位置し流通団地が整備されているなど、集散機能に優位性をもつ盛岡市に集積しています。平成14年の商業統計調査をみると、新市の卸売業は、商店数 1,219店、従業員数11,826人、商品販売額 1,022,652百万円となっており、岩手県全体に対し商店数及び従業員数が約4割、商品販売額は約5割に相当しますが、景気の低迷や流通構造の変化などから、商店数、従業員数、商品販売額とも減少傾向にあります。

小売業は、平成14年調査で商店数 3,138店、従業員数21,119人、商品販売額 397,156百万円となっており、商品販売額は岩手県の約3割を占めます。景気の低迷や郊外への大型小売店出店等により商店数は減少してきていますが、中心部の商店街では、アーケード改修や駐

車場の整備など中心市街地の活性化への取り組みがなされています。

■ 商業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

区 分			平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成11年	平成14年
盛岡市	卸売	商店数	1,440	1,450	1,269	1,416	1,211
		従業員数	13,589	14,425	12,545	13,925	11,775
		商品販売額	1,219,859	1,303,200	1,166,228	1,188,041	1,020,819
	小売	商店数	3,660	3,472	3,230	3,242	3,020
		従業員数	19,158	20,831	20,072	21,992	20,636
		商品販売額	363,247	401,115	411,649	415,158	389,949
	計	商店数	5,100	4,922	4,499	4,658	4,231
		従業員数	32,747	35,256	32,617	35,917	32,411
		商品販売額	1,583,106	1,704,315	1,577,877	1,603,199	1,410,768
玉山村	卸売	商店数	14	11	10	14	8
		従業員数	37	60	35	78	51
		商品販売額	839	3,798	2,926	4,514	1,833
	小売	商店数	153	141	133	135	118
		従業員数	520	523	511	544	483
		商品販売額	8,059	9,048	9,509	8,481	7,207
	計	商店数	167	152	143	149	126
		従業員数	557	583	546	622	534
		商品販売額	8,898	12,846	12,435	12,995	9,040
合 計	卸売	商店数	1,454	1,461	1,279	1,430	1,219
		従業員数	13,626	14,485	12,580	14,003	11,826
		商品販売額	1,220,698	1,306,998	1,169,154	1,192,555	1,022,652
	小売	商店数	3,813	3,613	3,363	3,377	3,138
		従業員数	19,678	21,354	20,583	22,536	21,119
		商品販売額	371,306	410,163	421,158	423,639	397,156
	計	商店数	5,267	5,074	4,642	4,807	4,357
		従業員数	33,304	35,839	33,163	36,539	32,945
		商品販売額	1,592,004	1,717,161	1,590,312	1,616,194	1,419,808

資料：商業統計調査（経済産業省）

⑥ 観光

新市は、自然系や歴史人文系の観光資源に加え、博物館や美術館などの施設も集積した観光地を形成していますが、景気の停滞や海外旅行との競合により国内観光全体が低迷しているため、観光客の入込数は減少傾向で推移しています。このような中、広域圏内市町村が連携して観光客誘致のPRに取り組んでいるとともに、体験型観光コースの整備や中心市街地における歩いて楽しめる観光地づくりなどが進められています。

平成13年の観光客入込状況をみると、総入込数 4,126,654人のうち、県内からの観光客が 2,306,351人、県外からは 1,820,303人で6対4の割合となっています。日帰りと宿泊の別では、日帰り客が 3,101,672人、宿泊客は 1,024,982人であり、全体の24.8%が宿泊客となっています。

■ 観光客入込数

(単位：人)

区分	平成4年	平成7年	平成10年	平成13年
盛岡市	観光客入込数 3,986,538	3,936,457	3,715,282	3,749,134
うち県内	2,208,703	2,159,151	2,023,389	2,038,232
県外	1,777,835	1,777,306	1,691,893	1,710,902
うち日帰	2,908,781	2,848,303	2,688,986	2,734,013
宿泊	1,077,757	1,088,154	1,026,296	1,015,121
玉山村	観光客入込数 454,610	422,560	462,830	377,520
うち県内	228,245	231,250	256,950	268,119
県外	226,365	191,310	205,880	109,401
うち日帰	447,370	416,230	454,570	367,659
宿泊	7,240	6,330	8,260	9,861
合計	観光客入込数 4,441,148	4,359,017	4,178,112	4,126,654
うち県内	2,436,948	2,390,401	2,280,339	2,306,351
県外	2,004,200	1,968,616	1,897,773	1,820,303
うち日帰	3,356,151	3,264,533	3,143,556	3,101,672
宿泊	1,084,997	1,094,484	1,034,556	1,024,982

資料：観光統計概要（岩手県）

(4) 日常生活圏広域化の状況

① 通勤・通学

平成12年国勢調査で2市村間の通勤・通学の状況をみると、盛岡市から玉山村への通勤者は0.7%ですが、玉山村からは21.2%が盛岡市に通勤しています。15歳以上の通学者では、盛岡市に高等学校が集中していることから、盛岡市から玉山村への通学者はほとんど見られませんが、玉山村からは55.9%が盛岡市に通学しています。

■ 通勤の状況（平成12年）

(単位：人)

区分	総数	通勤先		総数に対する割合	
		盛岡市	玉山村	盛岡市	玉山村
盛岡市	市 144,830	126,626	972	87.4	0.7
玉山村	7,592	1,606	4,474	21.2	58.9

資料：国勢調査（総務省）

■ 通学の状況（平成12年）

(単位：人，%)

区分	総数	通学先		総数に対する割合	
		盛岡市	玉山村	盛岡市	玉山村
盛岡市	21,985	19,292	2	87.8	0.0
玉山村	798	446	107	55.9	13.4

資料：国勢調査（総務省）

※15歳以上通学者

② 購買動向

平成15年広域消費購買動向調査による2市村の購買動向をみると、玉山村は盛岡市での購買率が一番高く37.5%、地元が31.7%となっています。平成10年の前回調査と比較すると盛岡市での購買率とともに、地元の比率も下がり滝沢村や西根町に流出しています。盛岡市は96.4%が地元での購買となっています。

■ 2市村間の購買動向（平成15年）（単位：％）

区 分	買物する市町村	
	盛 岡 市	玉 山 村
盛 岡 市	96.4 (97.4)	—
玉 山 村	37.5 (51.6)	31.7 (35.1)

資料：岩手県広域消費購買動向調査

※（ ）内は、前回調査（平成10年）の数値

③ 医療

医療受診の状況をみると、平成9年度に岩手県が実施した患者実態調査によると、玉山村は42.0%の412人が盛岡市で受診しています。

■ 医療受診の状況（平成9年度）（単位：％，人）

区 分	割 合	人 数
玉山村から盛岡市へ	42.0	412

資料：患者実態調査（岩手県）

(5) 行財政の状況

① 行政体制の状況

ア 特別職及び議員数

特別職は2市村合計で9人、議員数は2市村合計で58人となっています。

また、人口千人あたりの議員数をみると、玉山村が1.43人、盛岡市が0.13人となっています。

■ 特別職及び議員数（単位：人）

区分	特別職	議員	人口千人あたり議員数 (平成16.3.31住基人口)
盛岡市	5	38	0.13
玉山村	4	20	1.43
計	9	58	0.20

イ 職員数（平成16年4月1日現在）

合計職員数は、盛岡市2,388人、玉山村146人の合計で2,534人となっています。また、人口千人当たりの一般行政職員数をみると、盛岡市が4.93人、玉山村が6.71人となっています。

■ 職員数

(単位：人)

区分	一般行政職員数	人口千人あたり職員数 (平成16.3.31住基人口)	合計職員数	人口千人あたり職員数 (平成16.3.31住基人口)
盛岡市	1,388	4.93	2,388	8.48
玉山村	94	6.71	146	10.42
計	1,482	5.01	2,534	8.57

※合計職員数は一般行政、特別行政、公営企業職員の計（平成16年定員管理調査）

■ 部門別職員数

(単位：人)

区分	一般行政									特別行政		公営企業				合計
	議会	総務	税務	民政	衛生	労働	農林水産	商工	土木	教育	その他	病院	水道	下水道	その他	
盛岡市	14	318	107	333	249	13	53	25	276	438	-	221	178	92	71	2,388
玉山村	3	33	15	7	8	-	14	2	12	35	-	-	5	5	7	146

資料：平成16年定員管理調査

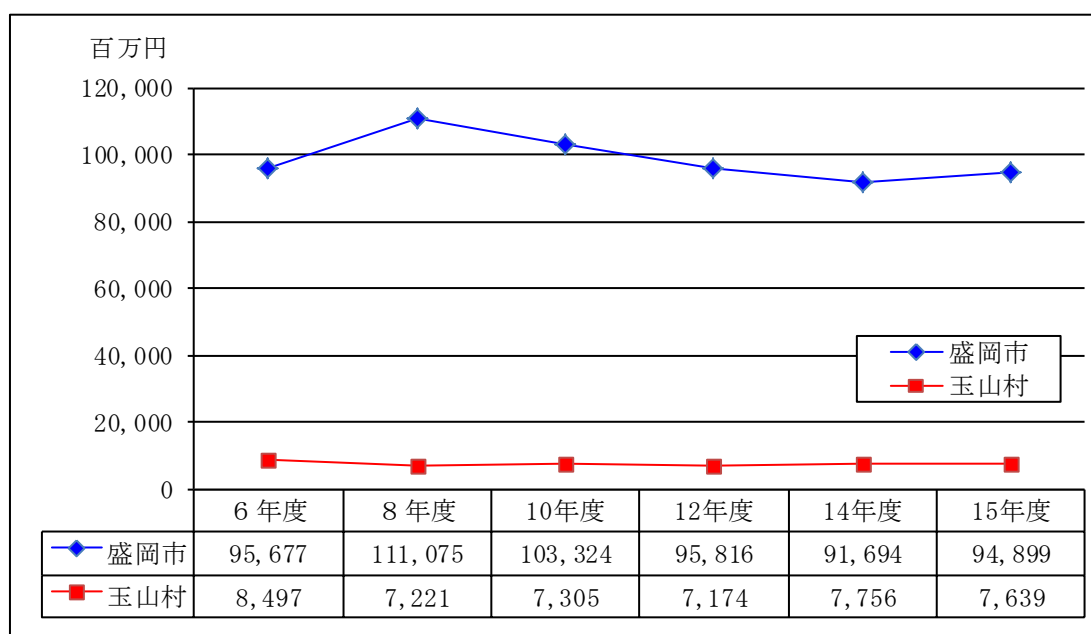
② 財政状況

ア 歳入の状況

■ 歳入総額の推移

2市村の歳入（普通会計）総額の推移をみると、長引く景気の低迷等により、地方税、地方交付税を中心に歳入の伸びを見込めない状況にあります。

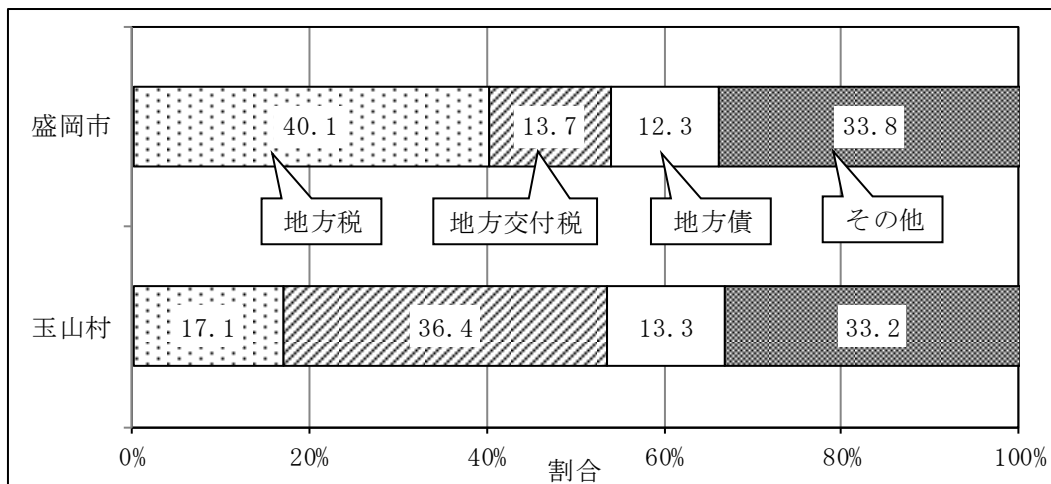
盛岡市では平成8年度をピークに減少に転じています。また、玉山村はおおむね横ばいで推移しています。



資料：地方財政状況調査

■ 歳入の主な内訳（平成15年度決算額）

2市村の平成15年度決算の状況（普通会計）をもとに、歳入の主な項目をみると、歳入で地方税収入の占める割合は盛岡市が40.1%と高く、国からの地方交付税の占める割合が13.7%と低くなっています。玉山村は地方税（17.1%）より地方交付税（36.4%）の割合が高くなっています。



（単位：百万円）

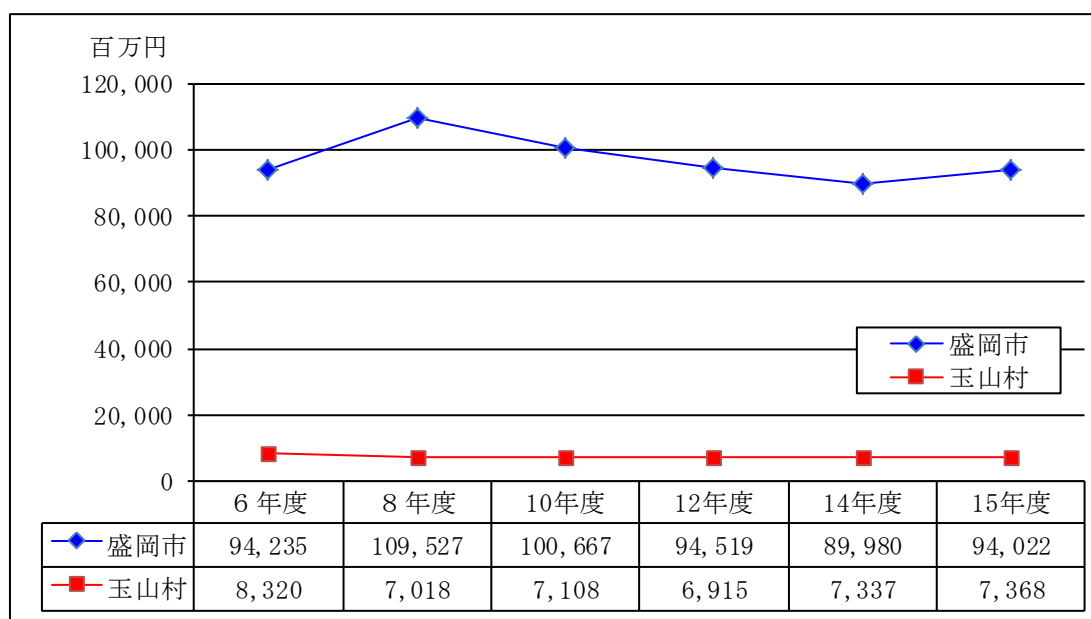
区分	地方税	地方交付税	地方債	その他	合計
盛岡市	38,040	13,023	11,716	32,120	94,899
玉山村	1,307	2,777	1,019	2,536	7,639

資料：地方財政状況調査

イ 歳出の状況

■ 歳出総額の推移

2市村の歳出総額（普通会計）をみると、盛岡市は平成8年度をピークに減少傾向を示しています。玉山村はおおむね横ばいで推移しています。

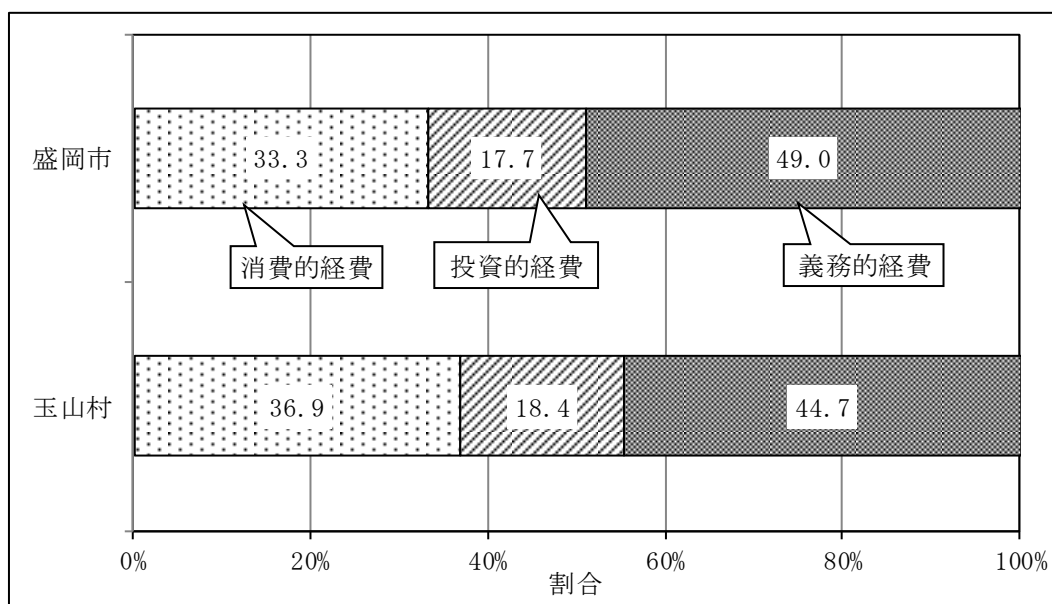


資料：地方財政状況調査

■ 歳出（性質別）

消費的経費は、支出効果が短時間で終了するもので、物件費や維持補修費といったものをいいます。これに対して投資的経費（普通建設事業費）は、支出効果が長時間にわたって持続するもので、道路などの公共施設の設置や河川改修といった資本形成に使われるものをいいます。

消費的経費、投資的経費の割合は、玉山村の方が全体の55.3%でやや高くなっています。また、義務的経費は、毎年歳出が義務付けられている任意に削減できない人件費、扶助費、公債費などの経費で、盛岡市が49.0%とやや高くなっています。



（単位：百万円）

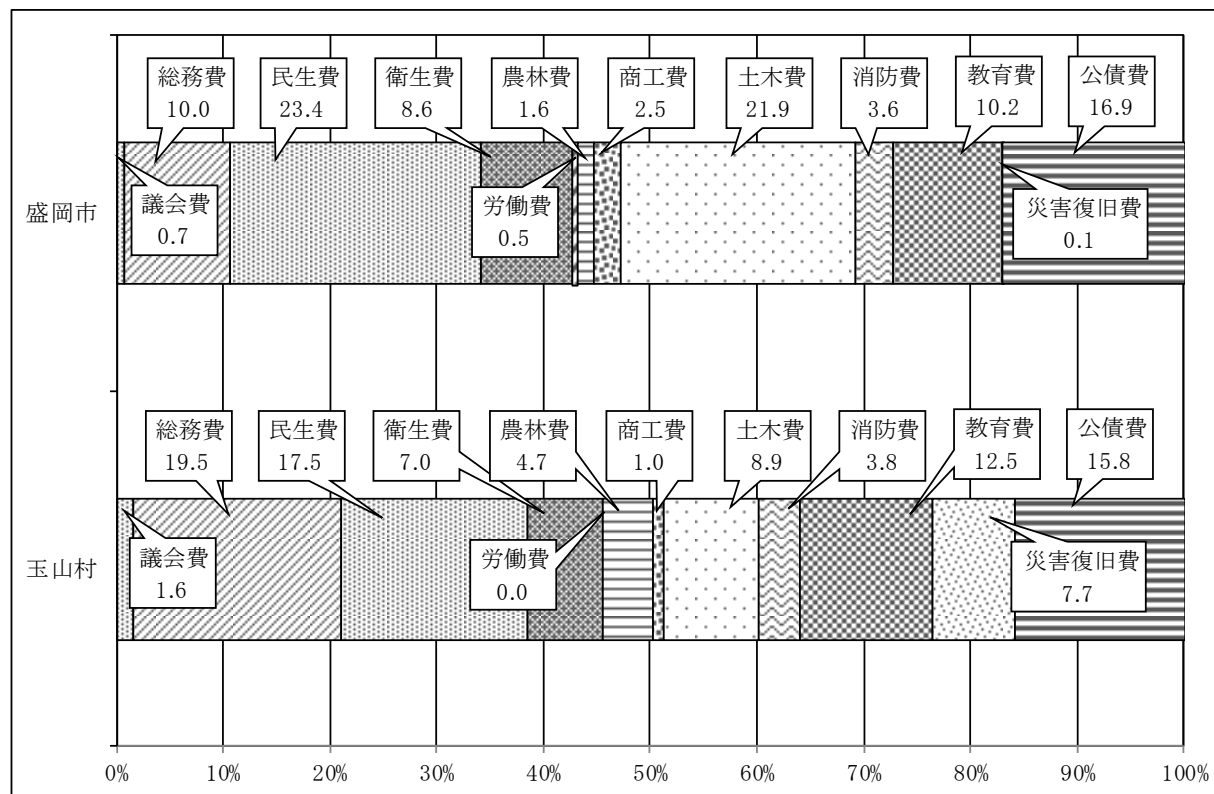
区分	消費的経費	投資的経費	義務的経費	合計
盛岡市	31,305	16,613	46,104	94,022
玉山村	2,718	1,356	3,294	7,368

資料：地方財政状況調査

■ 歳出（目的別）

平成15年度普通会計決算額を目的別の割合で見ると、盛岡市は民生費（23.4%）、土木費（21.9%）、公債費（16.9%）の順に高くなっています。

また、玉山村は、総務費（19.5%）、民生費（17.5%）、公債費（15.8%）の順になっています。



〔用語解説〕

議会費・・・市村議会の運営に要する経費

総務費・・・市村所有の土地・建物の維持管理，国際交流，交通政策などに要する経費

民生費・・・児童福祉，障害者福祉，高齢者福祉などに要する経費

衛生費・・・保健衛生や環境対策，ごみ処理などに要する経費

労働費・・・雇用対策など勤労者を支援するための経費

農林水産業費・・・農業や林業振興などに要する経費

商工費・・・商工業や観光の振興などに要する経費

土木費・・・道路建設・改修，公園整備，区画整理などに要する経費

消防費・・・消防や災害対策のための経費

教育費・・・義務教育，公民館，文化会館，生涯学習推進などに要する経費

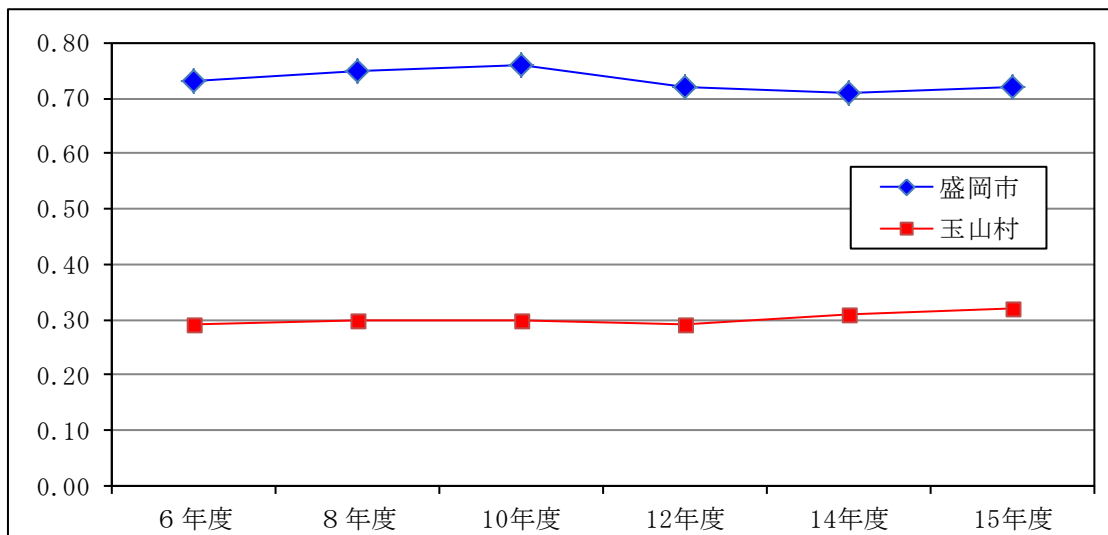
災害復旧費・・・災害復旧に要する経費

公債費・・・市村が借り入れた地方債を償還（返済）するための経費

③ 財政指標

■ 財政力指数の推移

自治体の財政力を判断する指標である財政力指数は、長引く景気の低迷による住民税及び固定資産税などの地方税収入の落ち込みなどにより、盛岡市では平成10年度より微減傾向にあり、平成15年度では0.72となっています。また、玉山村では平成15年度で0.32とほぼ横ばいで推移しています。

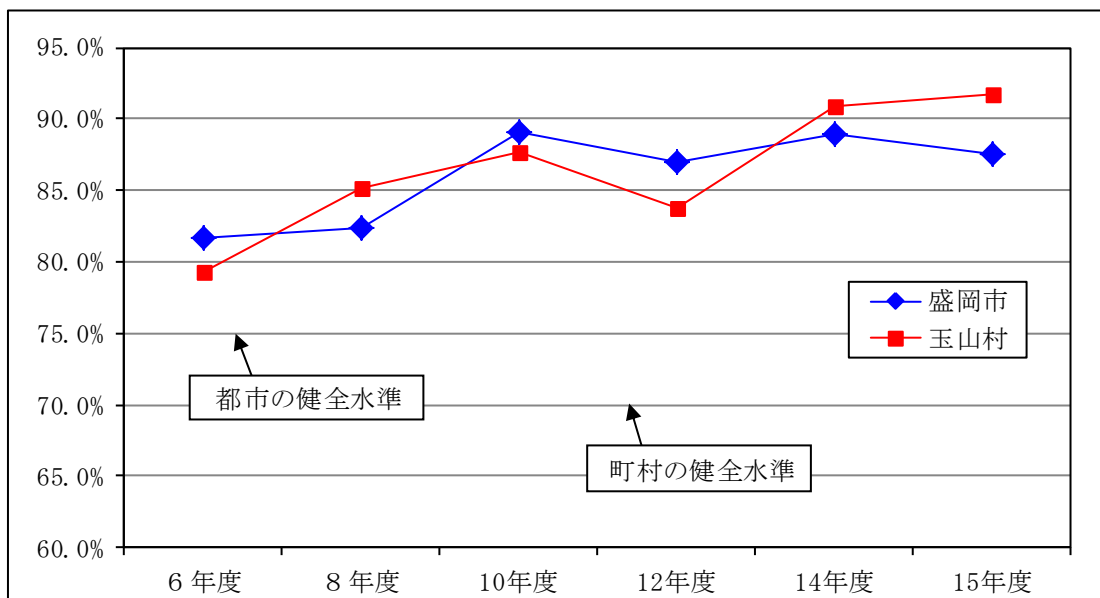


資料：市町村別決算状況調（（財）地方財務協会）

※ 財政力指数は高いほど財政力が高いと見られ、「1」を超えると普通交付税が不交付となります。

■ 経常収支比率の推移

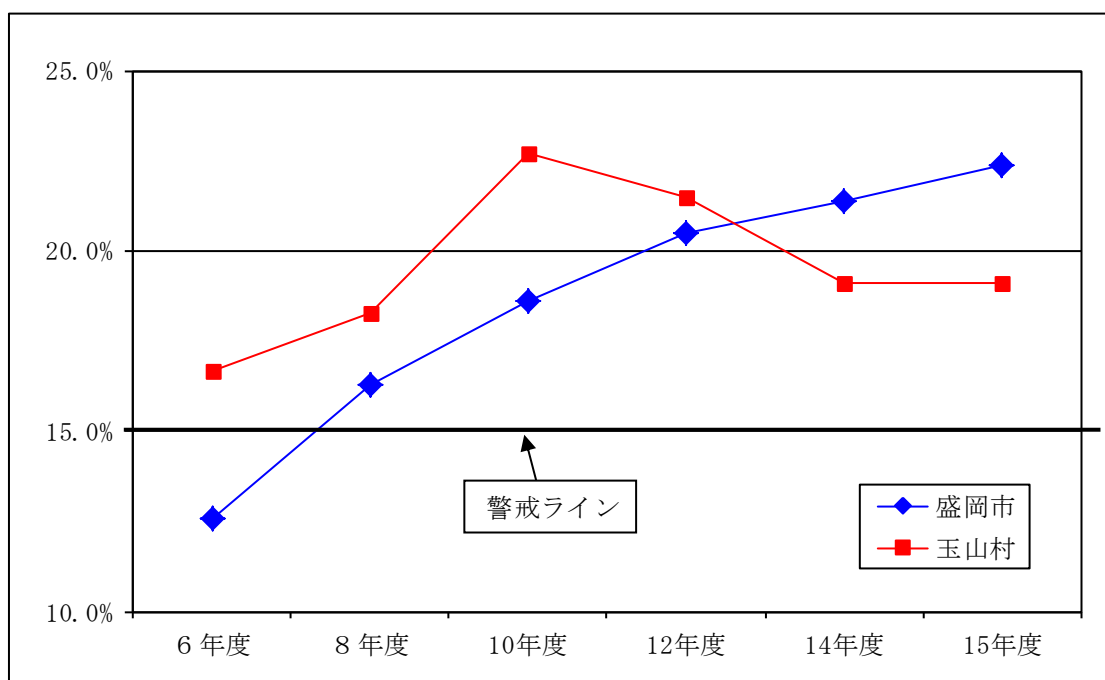
両市村の財政状況は、景気低迷に伴う税収の落ち込みなどから悪化傾向にあり、市町村の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、バブル崩壊後の平成6年度から平成10年度にかけて上昇しており、市町村のそれぞれの健全水準（一般的には都市にあつては75%，町村にあつては70%程度）を上まわる状況にあります。



資料：市町村別決算状況調（（財）地方財務協会）

■ 公債費負担比率の推移

公債費の償還に充てられた一般財源の割合を示す公債費負担比率では、2市村とも平成15年度決算において健全水準とされる15%を超える状況となっており、財政構造は弾力性を失いつつあります。



資料：市町村別決算状況調（（財）地方財務協会）

ウ 将来にわたる財政負担

■ 債務負担行為翌年度以降支出予定額の推移

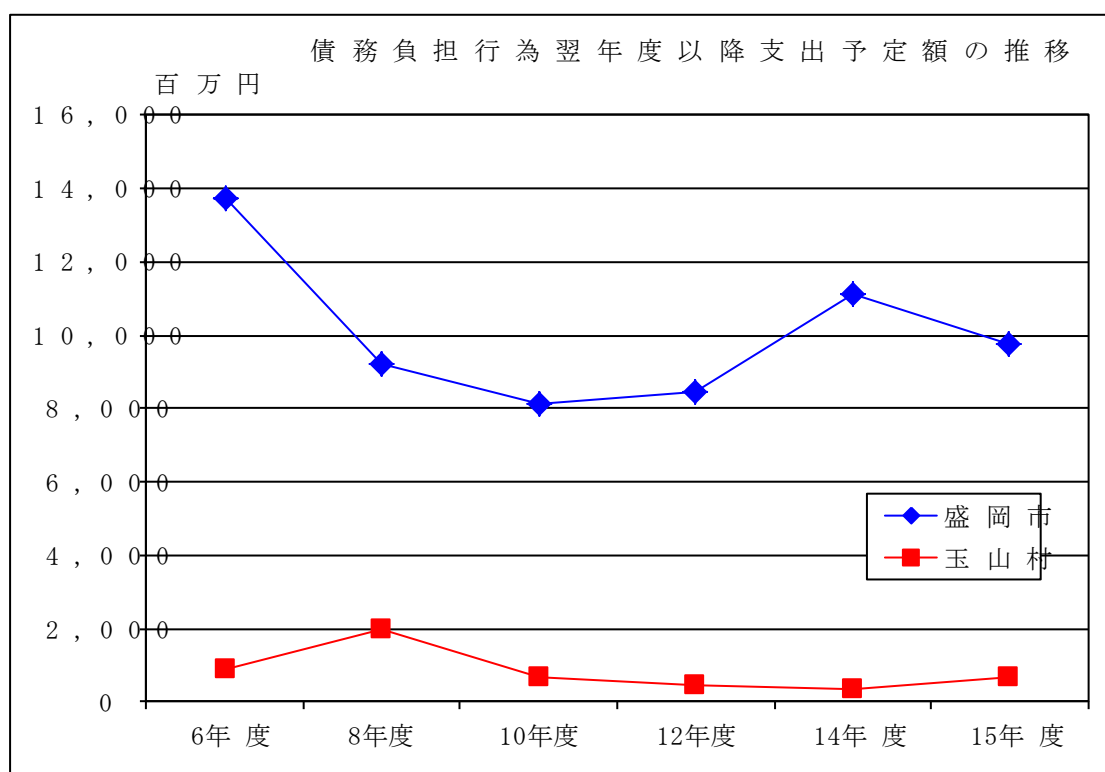
債務負担行為は、地方公共団体の予算の一部を構成するものであり、大規模な建物や構築物の建設事業など2～3年で終了する事業や制度資金の利子補給などに用いられます。債務負担行為を設定することは、義務的な支出を伴うものですから、地方債の償還金などと同様に将来の財政負担となります。

2市村の債務負担行為の設定に伴う翌年度以降の支出予定額の推移を比較すると、盛岡市は平成6年度をピークに平成10年度まで減少傾向にあったものの平成12年度以降増加しており、玉山村は平成6年度と平成8年度をピークとして概ね減少する傾向を示しています。

■ 債務負担行為翌年度以降支出予定額の推移

(単位：百万円)

区分	6年度	8年度	10年度	12年度	14年度	15年度
盛岡市	13,707	9,232	8,113	8,464	11,112	9,775
玉山村	879	1,999	649	460	366	654

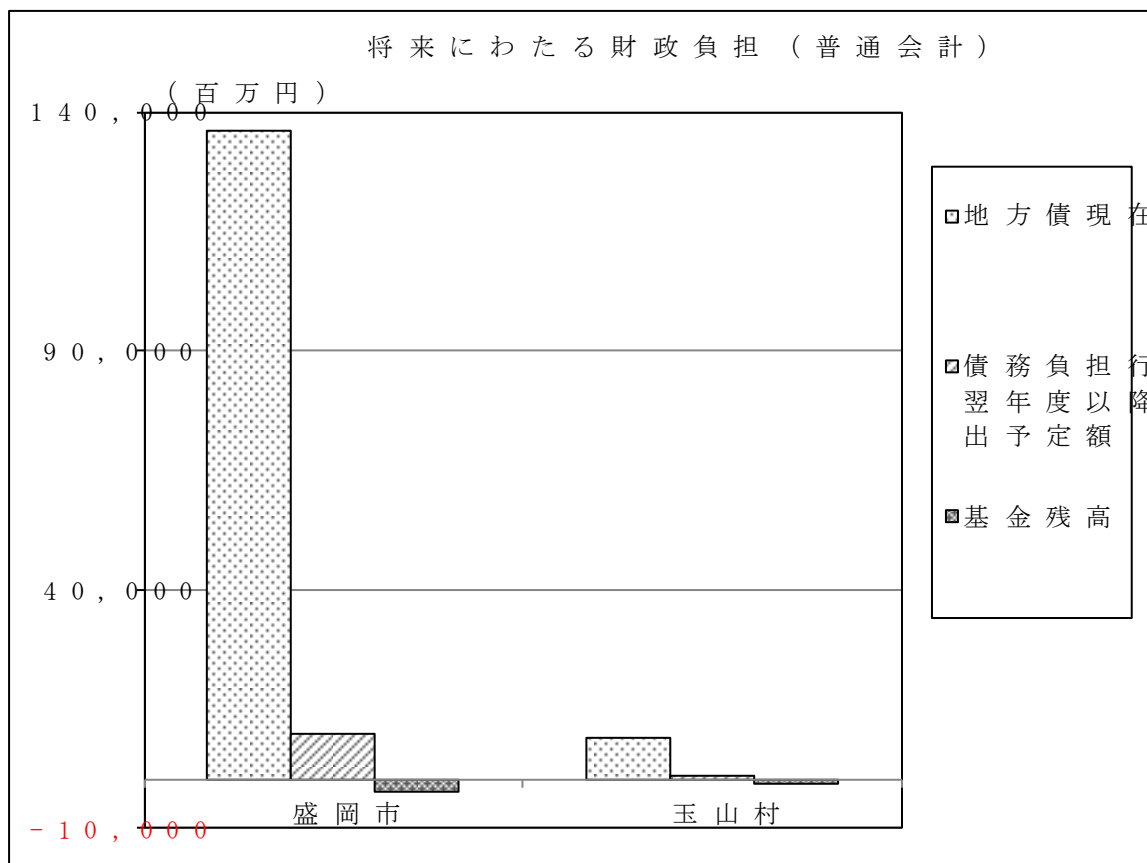


■ 将来にわたる財政負担

普通会計における平成15年度末現在の地方債の残高（償還金の財源として国庫支出金が充当される特定資金公共投資事業債（NTT債）を除きます。）と債務負担行為翌年度以降支出予定額の合計額から基金の残高を差し引いた額、これを将来にわたる財政負担として比較した場合は、次のとおりとなります。

■ 将来にわたる財政負担（普通会計・平成15年度末現在） （単位：千円）

区分	地方債現在高 A	債務負担行為 翌年度以降支 出予定額 B	基金残高 C	A + B - C
盛岡市	136,199,878	9,774,848	2,604,421	143,370,305
玉山村	8,770,332	653,981	1,032,631	8,391,682



（注）将来の支出額である「地方債現在高」及び「債務負担行為翌年度以降支出予定額」をプラス表示とし、その財源となるべき「基金残高」をマイナス表示とする。

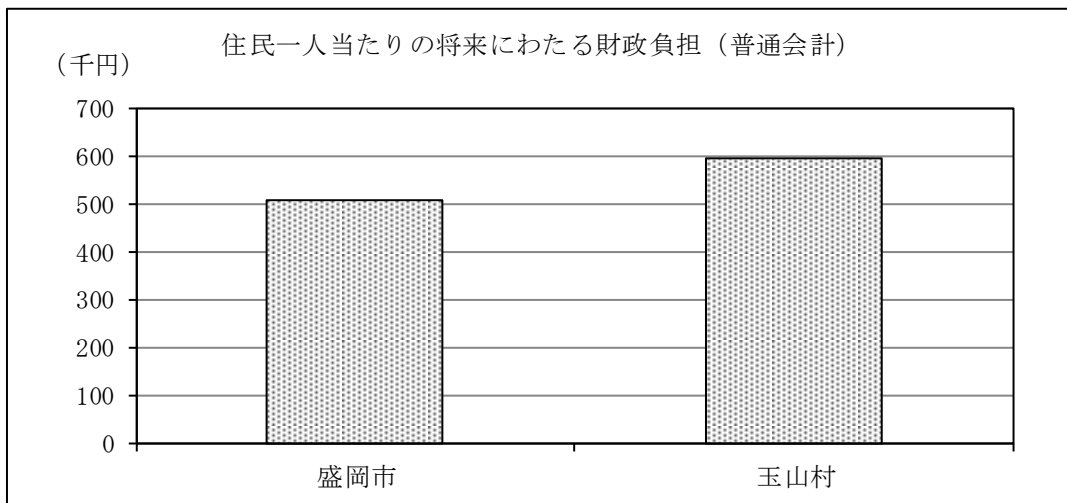
また、普通会計における平成15年度末の将来にわたる財政負担額を、平成16年3月31日現在の住民基本台帳登録人口で除した住民一人当たりの将来にわたる財政負担額は、盛岡市が 509千円、玉山村が 599千円となっています。

■ 住民一人当たりの将来にわたる財政負担

(普通会計・平成15年度末現在・N T T債除く)

(単位：千円)

区分	住民一人当たりの 将来にわたる財政負担
盛岡市	509
玉山村	599



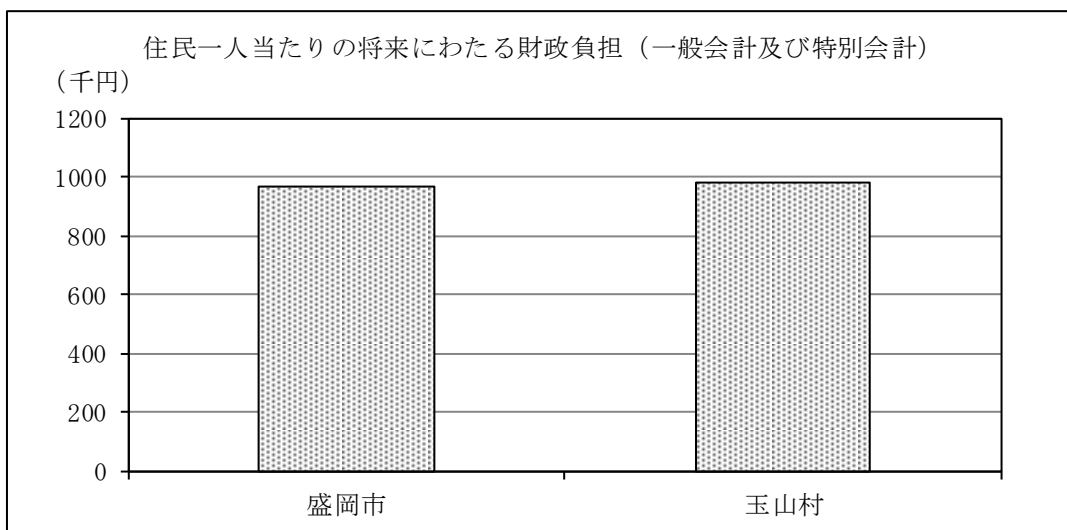
さらに、一般会計と特別会計を合算した場合における平成15年度末の将来にわたる財政負担額を、平成16年3月31日現在の住民基本台帳登録人口で除した住民一人当たりの将来にわたる財政負担額は、盛岡市が 964千円、玉山村が 978千円となっています。

■ 住民一人当たりの将来にわたる財政負担

(一般会計及び特別会計・平成15年度末現在・N T T債除く)

(単位：千円)

区分	住民一人当たりの 将来にわたる財政負担
盛岡市	964
玉山村	978

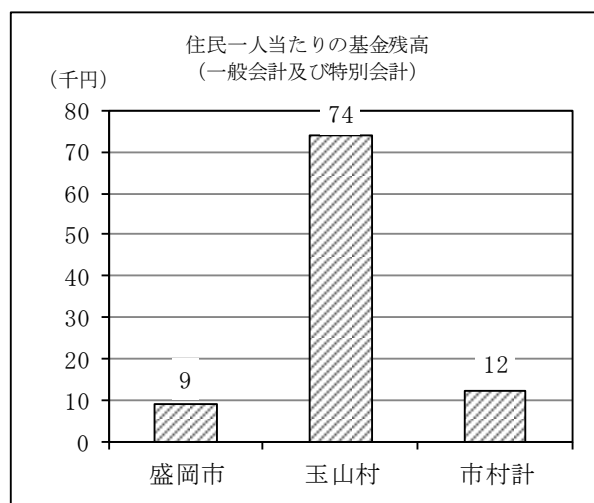
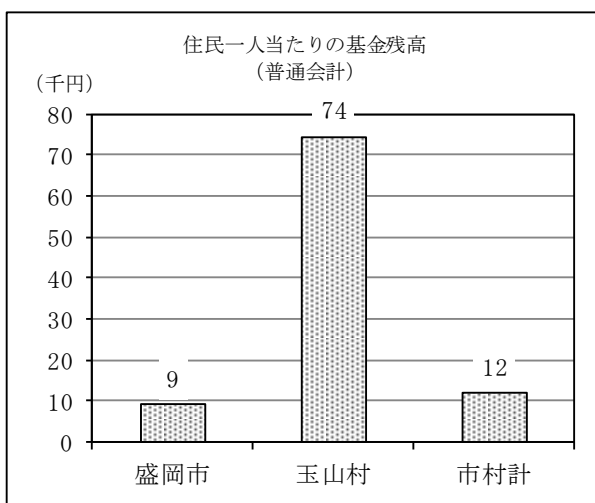
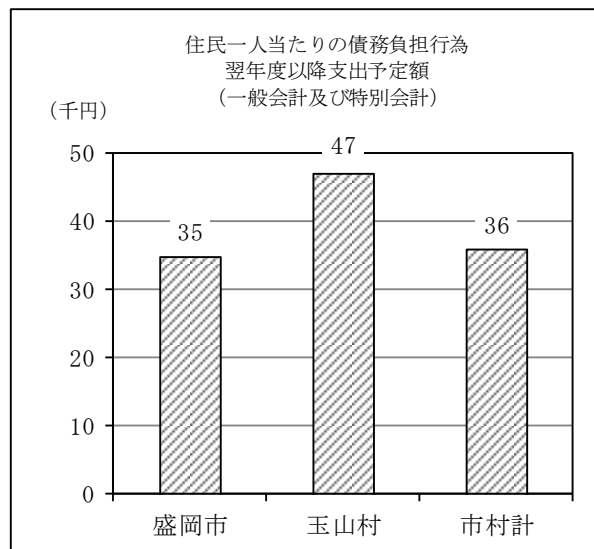
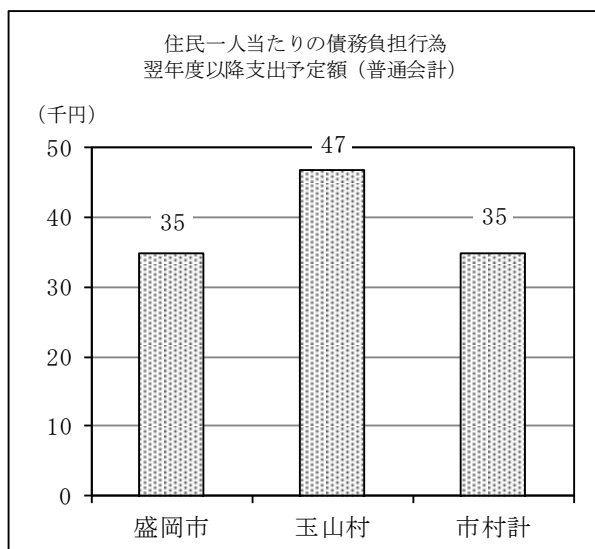
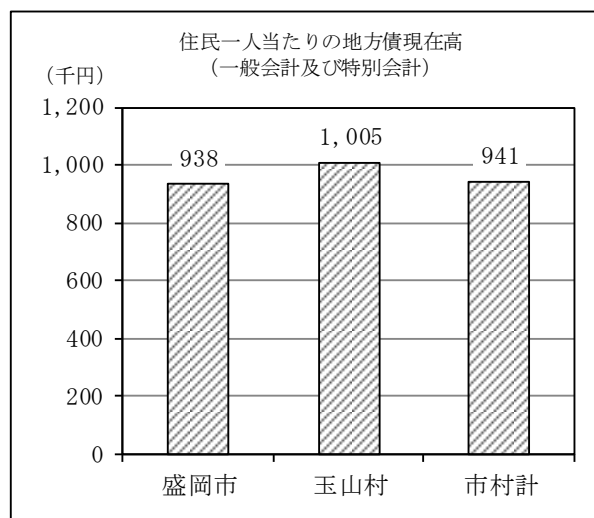
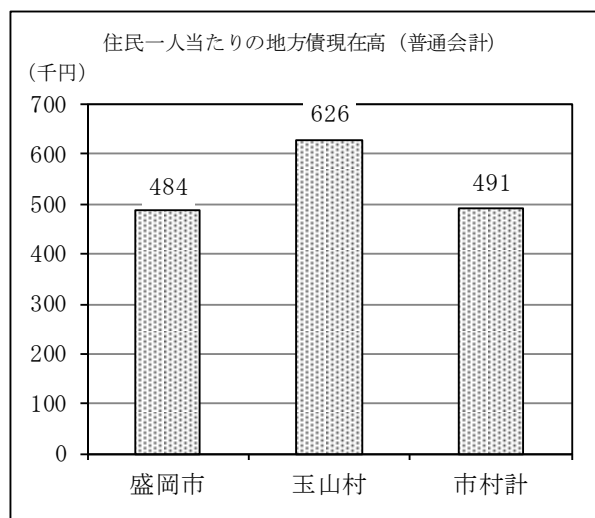


【参考】「将来にわたる財政負担」の比較対象とした会計

区 分		盛岡市	玉山村
一般会計		○	○
特別会計	下水道事業	○	○
	農業集落排水事業	○	○
	中央卸売市場	○	
	土地取得事業	○	
	水道事業	○	○
	病院事業	○	
	工業団地造成事業		○
	簡易水道事業		○

住民一人当たりの地方債残高などは、次のとおりです。

なお、端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。



3 地域づくりの課題

盛岡市、玉山村が合併し、地域特性をいかしながら将来的に発展するためには次のような課題が考えられます。2市村に共通するものや特定の地域に限定されるものなど多種多様ですが、それぞれ一体感の中で共通課題として捉えた対策が必要です。

市民生活	○ コミュニティ活動の活性化 ○ 男女共同参画社会の実現 ○ 災害に強いまちづくり ○ 情報技術利用による市全体の情報化対策 ○ 各種団体・ボランティアやNPO等の育成・支援 ○ 生活路線バス等の確保 ○ 老朽公共施設の早期改修 ○ テレビ難視聴対策
福祉・保健医	○ 少子高齢社会への対応 ○ 子育て支援の強化 ○ ユニバーサルデザインのまちづくり ○ 地域福祉の充実 ○ 介護予防，健康づくり，医療体制の強化
教育文化	○ 地域教育力の強化 ○ 国際感覚豊かな人材の育成 ○ 生涯学習，生涯スポーツの推進 ○ 人材を育む教育・文化環境，施設の整備 ○ 史跡の整備と歴史的人物をいかしたまちづくり
生活環境	○ 環境との共生（花と緑のまちづくりなど） ○ ゼロ・エミッションの推進，循環型社会の構築 ○ 市民参画の除雪体制強化 ○ 省エネルギーの推進，新エネルギーの利活用 ○ 確実な利水計画と水道水安定供給の推進 ○ 駅前生活核空間の整備
産業振興	○ 雇用の創出 ○ 各地区中心市街地の活性化 ○ 産学官連携による新技術開発や起業家支援 ○ 観光の振興と交流人口の拡大 ○ 企業誘致の推進 ○ 産業の担い手，後継者対策 ○ 農林業の振興 ○ 地場産業の振興
都市基盤	○ 交通渋滞の解消 ○ 公共交通機関の整備 ○ 下水道，浄化槽整備の推進 ○ 安全安心で暮らしやすい都市環境の整備 ○ 土地区画整理事業の推進 ○ I G R いわて銀河鉄道新駅設置，関連駅前整備
行財政運営	○ 行財政構造改革 ○ 職員の資質向上 ○ 市民協働の実現，NPO等との連携 ○ 広域的な課題への対応 ○ 職員給与及び定員管理の適正化 ○ 行政機構の見直しと行政評価の充実

第4章 新市の目指すべき将来像

1 新市の基本理念

新市の基本理念とは、盛岡市、玉山村の合併によって誕生する新市のまちづくりに対して、基本となる考え方です。2市村は、「人が集い活力に満ちた北東北の交流拠点都市」、「詩情景観を活かした魅力あるむらづくり」などを将来都市像に掲げ、相互に機能を分担し合い、そして住民と協働しながらまちづくりを進めてきました。

新しい時代を迎え、人々の価値観が変化し、真にゆとりと豊かさが実感できる生活が求められている中、安心して生きがいのもてる質の高い地域の創造に向け、新市のまちづくりの基本理念を次のように定めます。

<新市のまちづくりの基本理念>

- 【交流】 人と人の信頼と思いやり、地域への誇りなどを共通の思いとし、多様な主体の参画により、新たな交流と協働を推進するまち
- 【安心】 全ての人が安心して暮らすことができる地域社会を目指し、健康で生きがいの持てる人にやさしいまち
- 【共生】 豊かな自然環境や暮らし、伝統文化を後世に引き継ぐために、人と人、人と自然、人と地域が共生する潤いのあるまち
- 【創造】 既存産業の高度化や新産業の創出の支援をはじめ、商業・観光などの情報発信や農林業・工業の振興など、多くの人を引き付ける活力のある未来を創造するまち

2 新市の将来像

合併を契機とした本地域の新しい未来を創造し、都市地域と農山村地域が持つそれぞれの特性を最大限いかすまちづくりと新市の均衡ある発展の実現のため、基本理念に基づき、将来像を定めます。

(1) 人・もの・情報が交流するまちづくり

高速幹線交通網の結節点として、人・もの・情報の交流を積極的に推進するとともに、地域に住み、地域で活動する人々が協働して、いつまでも住み続けられる北東北をリードする拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

(2) 住む人の信頼と共感が支える安心して暮らせるまちづくり

自発的かつ自立的な地域づくりが展開される地域社会を構築し、地域の人々が互いに支え合う、誰もが住みたくなる故郷の創造と地域の将来を担う子供たちに安心して引き継ぐことができる社会の実現を目指し、全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(3) 自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくり

快適で美しい都市景観と豊かな自然環境との調和を図りながら、生活環境の整備を進めるとともに、自然と暮らしが共生する環境と調和したまちづくりを進めます。環境にやさしい新エネルギーの導入や循環型農業の構築などを実施するとともに、恵まれた歴史や文化などの地域資源をいかした観光拠点づくりを進めます。

(4) にぎわいと活力を創造するまちづくり

多くの人を引き付ける元気なまちづくりに向け、高度な都市機能の集積を進めるとともに、魅力のある資源をいかし、地域産業の育成、農林業の振興、広域観光の推進、雇用の場の創出など、産・学・官の連携により、にぎわいと活力を創造するまちを目指します。

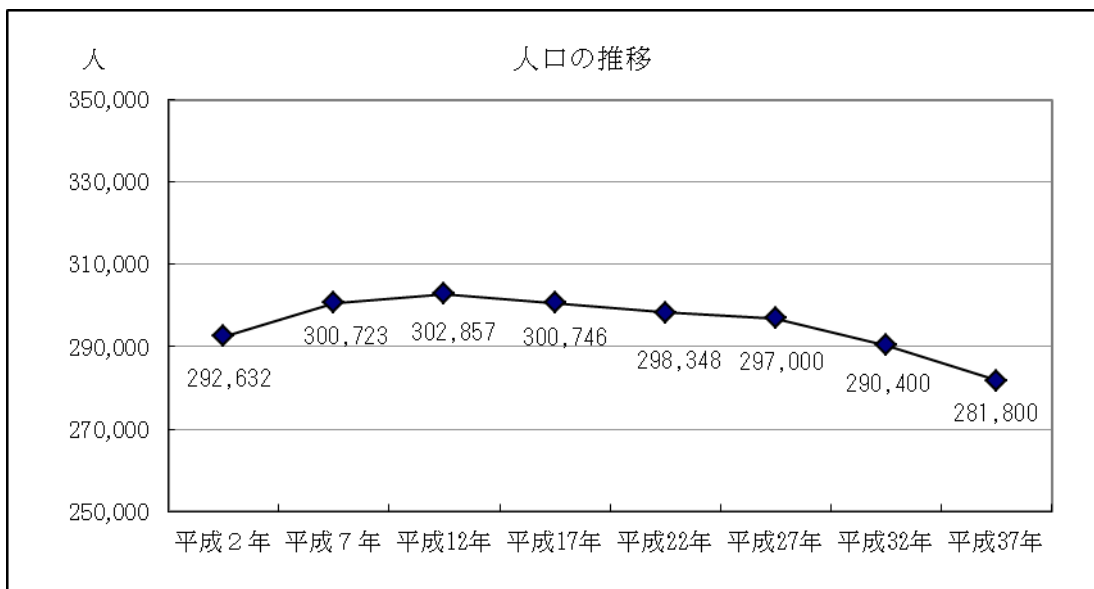
<新市将来像>

活力に満ち、詩情あふれる新県都

3 将来人口

新市の将来人口について、これまでの人口動態や一定の仮定に基づき推計すると、平成37年における人口は、281,800人と見込まれます。

また、年齢3区分の人口は、年少人口29,900人、生産年齢人口167,400人、老年人口84,500人となり、高齢化率は30.0%と見込まれます。



(単位：人，％)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348	297,000	290,400	281,800
0歳～14歳	56,718	52,092	46,159	41,928	38,771	37,200	33,500	29,900
	19.4	17.3	15.2	14.1	13.1	12.5	11.5	10.6
15歳～64歳	204,943	209,262	208,171	199,632	192,664	185,600	176,100	167,400
	70.1	69.6	68.7	67.0	65.3	62.5	60.6	59.4
65歳以上	30,826	39,341	48,469	56,177	63,721	74,200	80,800	84,500
	10.5	13.1	16.0	18.9	21.6	25.0	27.8	30.0

※平成27年度以降の人口は、コーホート要因法により推計した。

4 土地利用の構想

姫神山に代表される北上高地や北上川流域を中心に広がる田園地帯，中心市街地の賑わい，新しい市街地の形成など，多様な地形や豊かな自然と都市機能が調和する新市の特性を踏まえ，共通した地域の性格ごとに「都市ゾーン」，「田園居住ゾーン」，「自然涵養ゾーン」の3つのゾーンを設定し，新市の均衡ある発展のために相互の連携を図りながら，各ゾーンの特性に応じた計画的な土地利用の推進を図ります。

(1) 都市ゾーン

このゾーンは，藩政時代から発展した盛岡市を中心に鉄道，道路の交通機能を軸として，玉山村における工業地の形成など特色ある都市形成が進められており，相互の連携による一体的なまちづくりを推進し，生活の利便性の向上と都市活動の活性化を図るとともに，都市機能の集積・充実などの広域的視点に立った土地利用の推進を図ります。

(2) 田園居住ゾーン

このゾーンは，北上川流域の低地帯に集落が点在し，水田を中心とした農業的土地利用がなされており，良好な田園環境と農村景観を保全しながら，農業振興施策を推進するとともに，集落内の生活環境の整備を図りながら，優良農地の保全と適正な土地利用を図ります。

(3) 自然涵養ゾーン

このゾーンは，東側は中山間地域と北上高地，西側は里山地帯などで構成される自然豊かな地域で，公益的な土地利用が図られる公園，果樹園，採草放牧地などの農用地や，人工林と天然林が混在する森林地帯からなっています。水源涵養機能や優れた景観を有する貴重な自然環境として，自然とのふれあい，心と体の健康など，森林の保全と自然のもつ機能の活用を図る適正な土地利用を進めます。



5 地域別整備の方向

新市のまちづくりは、2市村がそれぞれの地域特性をいかし、都市基盤の整備、地域に根ざした産業の振興、広域観光の促進をはじめ、保健医療・福祉の充実、自然環境の保全など各分野にわたる多様な機能を分担しながら、総合的かつ一体的に取り組を進めるとともに、2市村がこれまで力を入れてきた地域づくりの取り組みをいかすため、次のような地域別整備の方向を定めます。

盛岡市 産業・業務機能が集積する新市の中心地区を形成するとともに、北東北の玄関口として広域的交流拠点機能の集積を図ります。

中心市街地においては、「歩いて楽しめるまち空間」を創出し、中心市街地の活性化や、「まちなか観光」の促進を図ります。

また、消費者志向の都市型農業を展開するとともに、東部中山間地における定住化と都市との交流を促進します。

玉山村 新市の北部の拠点として、駅周辺地区の都市基盤整備により定住人口の増加を図るとともに、高度技術集積型産業の導入拠点として、交通アクセスや地価などの優れた立地条件をもつ盛岡工業団地等への企業誘致を推進します。

また、畜産廃棄物処理施設の整備等による循環型農業の確立や魅力あふれる観光資源を活用した広域観光の促進を図ります。



第5章 分野別施策の概要

1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

これまで地域住民が自主的・自発的に取り組んできたコミュニティ活動の促進に努めます。

男女が個人として等しく尊重され、その個性と能力、経験をいかせる男女共同参画社会の形成に努めます。

今日のIT技術の急速な発展に伴い、高度情報化に対応したサービスや施設の整備を図ります。

市民の安全や安心感を確保するため、より高度な災害対策や安全対策などを進めます。

(1) コミュニティ活動の推進

都市化の進展に伴い、地域社会において地域住民の連帯意識が欠如するなど、人間関係が希薄になってきたといわれている中で、自分たちの社会を快適で住みよいまちにしようというコミュニティ活動の役割はきわめて重要であることから、地域住民によるコミュニティ活動の促進に努めます。

(2) 男女共同参画社会の形成

市民一人ひとりが男女の役割分担の認識を改め、男女が様々な活動の場において共に参画し、生き生きと充実した人生を送ることができる地域の実現を図ります。

(3) 情報通信機能の整備

新市の広域化に充分対応できる市民サービス向上のための情報システムや光ファイバーなど情報通信基盤の整備を促進するとともに、公共施設のネットワーク化や申請・届出のオンライン化、ホームページを利用した行政情報提供など行政の情報化を推進します。

(4) 消防・防災体制の強化

市民の安全を守るため、情報通信機能を活用した迅速な災害への対応や消防力と救急救助の充実を図るとともに、消防団や自主防災組織の活動を促進し、防火・防災体制の整備を図ります。また、市民に対する防火防災意識の啓発を図るとともに、事業所等に防火指導を徹底します。

(5) 交通安全・防犯対策の推進

安全な道路環境の整備や幼児・高齢者・障害者等に対する交通安全対策の充実、交通安全思想の普及等に努めるとともに、関係団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【主要事業】 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

個別施策	事業名	事業主体	区域
情報通信機能の整備	※ 証明書自動交付機設置事業	新市	玉山
	※ 高度情報化推進事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 移動通信用鉄塔整備事業	新市	玉山
消防・防災体制の強化	※ 消防施設整備事業	新市	盛岡, 玉山
	都市基盤河川改修事業	新市	盛岡
	準用河川改修事業	新市	玉山
	築川ダム建設事業	県	盛岡
	統合河川整備事業	県	盛岡
	基幹河川改修事業	県	盛岡
	県単河川改良事業	県	玉山
	砂防事業	県	盛岡
交通安全・防犯対策の推進	市道除排雪事業（小型除雪機の貸出等）	新市	盛岡, 玉山

※は新規事業

2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

次代を担う子どもから高齢者まで、すべての人々が相互に助け合い、住みなれた地域で安心して暮らし、そして幸せを実感できるよう、保健医療・福祉の一体的な連携により、元気で活力に満ちあふれた都市づくりを推進します。

また、子どもを健やかに産み育てることができるよう、家庭・地域・行政が一体となって、子育てに安心と夢を持ち続けることができる環境づくり、高齢者や障害者の介護・自立支援や生きがい対策など総合的かつ有機的な福祉施策を推進します。

(1) 保健医療の充実

「自分の健康は自ら守り育てる」という自己管理意識の高揚を図るとともに、健康教育・各種検診等の充実や保健施設の計画的な整備により健康づくりを推進します。

また、県内医療の中核地域として、良質で最新の医療サービスを効率よく提供することにより、高度化・多様化する医療需要に適切に対応していきます。

(2) 福祉の充実

高齢者や障害者などへの福祉サービスの提供や福祉ボランティアの育成・支援の実施，ユニバーサルデザインのまちの実現など，市民一人ひとりの心がかよいいい，誰もが楽しく暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるとともに，子育てを支援する保育施設の整備や保育サービスなどの充実に努め，子どもの健全な成長を支えます。

(3) 環境衛生の充実

清潔で快適なまちづくりを目指し，地域における美化活動を推進します。また，火葬施設の老朽化や将来の火葬需要等に対応していくため，関係自治体との連携等を図り，火葬施設の再整備を進めます。

【主要事業】 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

個別施策	事業名	事業主体	区域
保健医療の充実	※ 保健所設置事業	新市	盛岡, 玉山
	健康教育事業	新市	盛岡, 玉山
	健康診査事業	新市	盛岡, 玉山
	乳幼児健康診査事業	新市	盛岡, 玉山
	救急医療対策事業	新市	盛岡, 玉山
福祉の充実	地域福祉推進事業	新市	盛岡, 玉山
	母子通園事業	新市	盛岡, 玉山
	在宅介護支援センター運営事業	新市	盛岡, 玉山
	老人クラブ活動促進事業	新市	盛岡, 玉山
	地域子育て支援センター事業	新市	盛岡, 玉山
	特別保育事業	新市	盛岡, 玉山
	盛岡駅周辺地区バリアフリー整備事業	新市	盛岡
環境衛生の充実	※ 火葬場整備事業	新市	盛岡

※は新規事業

3 未来を築く心豊かな人材の育成

学校、家庭、地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進める中で、一人ひとりの個性尊重を基本とし、健全な社会性と豊かな人間性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。

地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てるとともに、市民の誰もが生涯を通じ、学びながら成長できるよう生涯学習の環境整備を進めます。

地域固有の資源を再発見するとともに、先人が築いた文化を大切に、地域の文化を継承して、郷土を愛する人づくりを目指します。

国際社会の進展に対応するため、国際理解の推進や関係団体の支援・連携などを通じて国際交流の推進を図り、世界に開かれた広い視野をもつ市民意識の醸成と人材の育成に努めます。

(1) 学校教育の充実

学校施設・給食施設の整備充実や国際理解教育、環境学習、体験学習、情報化教育の充実など、時代の要請に対応した子どもたちの個性や生きる力を育む教育を推進します。

また、家庭、地域との協働による教育や開かれた学校運営に努め、地域に根ざした教育を進めます。

(2) 生涯学習環境の整備

誰もが生涯を通じて学ぶことができるよう、社会教育施設、学校や民間・高等教育機関も含めた生涯学習のネットワーク化を図るとともに、学習情報の提供や相談体制を整備するなど、生涯学習推進体制の充実に努めます。

(3) 社会教育の充実

地域の学習活動の拠点となる社会教育施設の整備充実を図るとともに、現代における社会的な課題に対応するため、学習機会を提供します。

また、学校、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら、家庭教育の支援や社会参加活動の充実など青少年の健全育成に努めます。

(4) 生涯スポーツの振興

市民が生涯にわたって体力や年齢、目的に応じて気軽にスポーツに親しむことができるよう、学校体育施設を含めたスポーツ・レクリエーション施設の充実に努め、指導者の育成や多彩なプログラムの提供など、スポーツに親しむ機会の充実に図ります。

また、人材育成や市民活動グループに対する支援を行うなど、総合型地域スポーツクラブの育成を促進します。

(5) 文化の振興

芸術文化活動の推進と奨励を図るとともに、郷土芸能を保存・継承し、後継者の育成に努めます。また、郷土にゆかりのある先人の業績について顕彰するとともに、歴史文化遺産の保護と活用、継承に努めます。

(6) 国際交流の推進

国際化社会に対応できる豊かな人材を育成するため、外国人講師の招へいを継続するとともに、外国人や外国文化とふれあう環境づくりに努め、豊かな国際感覚を身につけることや相互理解の促進を図ります。

【主要事業】 未来を築く心豊かな人材の育成

個別施策	事業名	事業主体	区域
学校教育の充実	※ 小学校整備事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 中学校整備事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 学校給食センター施設・設備更新事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 学校プール整備事業	新市	盛岡, 玉山
生涯学習環境の整備	生涯学習推進事業	新市	盛岡, 玉山
	学習機会の提供事業	新市	盛岡, 玉山
社会教育の充実	※ 公民館建設事業	新市	盛岡, 玉山
	自治公民館助成事業	新市	盛岡, 玉山
	地区集会施設整備事業	新市	玉山
生涯スポーツの振興	生涯スポーツ推進事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 生涯スポーツ施設整備事業	新市	盛岡
	※ 社会教育施設整備事業	新市	玉山
	※ 運動公園整備事業	新市	玉山
文化の振興	芸術文化活動振興事業	新市	盛岡, 玉山
	文化財保護事業	新市	盛岡, 玉山
	遺跡の広場ネットワーク整備事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業	新市	玉山
国際交流の推進	姉妹都市等国際交流事業	新市	盛岡, 玉山

※は新規事業

4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

市民が快適で安全な生活を送ることができるよう、生活環境の整備を行います。

また、自然環境との共生を図りながら、暮らしやすい居住環境を整備します。

(1) 住宅・宅地の供給

民間や公的機関による宅地や住宅の供給を促進するとともに、良好な居住環境が確保されるよう適切な助言指導を行います。

また、老朽化した公営住宅の建替やリフォームを進めます。

(2) 公園・緑地等の整備

公園・緑地等の整備や街路樹の植栽、商店街等におけるハンギングバスケットなど、花と緑のガーデン都市づくりを進めます。

(3) 廃棄物の抑制と適正処理

市民や事業者と一体になって、ごみ減量の推進やリサイクルの促進など廃棄物の抑制に努めるとともに、廃棄物や生活排水の適正処理を行います。

(4) 環境との共生

森林や水辺などの自然環境の保全や野生動植物の保護等を進めるとともに、自然保護意識の啓発、クリーンエネルギーの導入促進等により、自然環境との共生をめざしたまちづくりを進めます。

(5) 景観の保全と創出

周辺の山並みや河川などの自然環境との調和や、ゆとりある道路空間の形成、諸制度を活用した建築デザインの誘導等により、良好な景観の保全と望ましい景観の創出を図ります。

【主要事業】 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

個別施策	事業名	事業主体	区域
住宅・宅地の供給	※ 公営住宅整備事業	新市	玉山
公園・緑地等の整備	花と緑のガーデン都市づくり事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 公園整備事業	新市	玉山
廃棄物の抑制と適正処理	※ 廃棄物処分場整備事業	新市	玉山
環境との共生	自然環境調査事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 生出地域エコタウン事業	新市	玉山
景観の保全と創出	都市景観形成建築指導事業	新市	盛岡, 玉山

※は新規事業

5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

豊かで活力あるまちとして、安定した市民生活の基盤となる産業の振興を図ります。

高速交通の結節点としての優位性や広大な市域等を有する地域特性、地域に蓄積されている資源・人材等をいかしながら、各分野の産業の発展に努め、支えあう産業構造の構築を図ります。

また、地場産業の振興を図るとともに、中小企業の経営基盤の強化に努めるほか、新規創業の支援や企業誘致を推進し、雇用の確保を図ります。

(1) 商業・サービス業の振興

消費者の様々なニーズに対応した商品やサービスを提供する中心市街地と各地の生活やコミュニティ活動を支える商店街や個店の振興を図り、賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、高い交通の連結性等の特性をいかし、流通・卸機能の一層の振興を図るとともに、多種多様なニーズに対応するサービス業や都市型産業の育成を進めます。

(2) 観光の振興

高速交通の結節点としての特性をいかしながら、広域的観光の推進に努めるとともに、自然や歴史・文化、石川啄木をはじめとするゆかりの人物、伝統工芸品や食などの特産品を活用した観光地づくりを推進します。まちなかと外山、岩洞湖、渋民、つなぎ温泉等を結ぶなど、市内や広域の新しい観光ルートを設定し、観光客の誘致を図ります。

また、物産や伝統工芸品の振興と歴史文化や自然資源などの掘り起こしにより、地域ブランドの確立を図ります。

(3) 工業の振興

試験研究機関、大学、企業等の豊富な産業資源の活用や産学官、異業種間の連携を推進し、新商品やデザイン・技術開発を促進するとともに、新分野の開拓や新しい産業の創出を推進します。

また、盛岡南新都市への研究開発型企業の立地を図るほか、盛岡工業団地等に貸工場など施設整備を行い、企業誘致や工場等の集団化などを促進するとともに、情報産業やデザイン業などの高付加価値型産業の育成と誘致を図ります。経営規模の小さな企業に対しては、融資・診断指導などにより経営基盤の強化を図ります。

(4) 農林業の振興

生産基盤の整備や生産性の向上、経営規模の拡大など競争力のある農業の振興を図るとともに、後継者等の確保に努めます。

米、果樹、野菜、肉牛等の農畜産物のブランド化などにより競争力のある産地形成を図るほか、地産地消や産直施設の拡充、農村交流センターの設置など生産者・消費者の多様な交流を促進します。

また、畜産廃棄物処理施設を配置して循環型農業を展開するとともに、農産物の直売、加工、伝統料理の提供などを行うアグリビジネスを支援して雇用の創出を図るほか、中山間地域における耕作放棄の防止や活性化を推進するとともに、グリーン・ツーリズムを促進します。

さらに、持続可能な森林経営と、木材の生産をはじめとして、水源の涵養、治山治水、保健休養など、森林の多様な働きを永続的なものとするため、森林の適正管理を推進するとともに、地域産木材の需要拡大や流通体制の整備の促進を図ります。

(5) 新規創業の支援

産業支援センターによる高付加価値型産業の起業支援など，研究開発から事業化までの一貫した支援体制を構築し，ベンチャー企業や中小企業の新事業の創出や新規創業に資する環境の整備を図ります。

(6) 雇用の創出

地元企業の振興や新規創業の支援，企業誘致等により，広く市民の就業ニーズに対応した雇用の確保に努めるとともに，技術革新など雇用環境の変化に対応するため職業訓練等の能力開発を促進します。

【主要事業】 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

個別施策	事業名	事業主体	区域
商業・サービス業の振興	※ 商店街リフレッシュ事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 個店魅力アップ・空き店舗活用支援事業	新市	盛岡, 玉山
観光の振興	※ 啄木の郷観光ルート整備事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 岩洞湖家族旅行村木歩道整備事業	新市	玉山
	盛岡ブランド普及促進事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 桜の里整備事業	新市	玉山
	※ 道の駅設置事業	新市	玉山
工業の振興	※ 産業クラスター推進事業 (産学官連携新産業創出事業)	新市	盛岡
	※ ものづくり産業推進事業	新市	玉山
農林業の振興	※ 農村交流センター整備事業	新市	玉山
	※ 市産材利用拡大推進事業	新市	盛岡, 玉山
	森林適正管理推進事業	新市	盛岡, 玉山
	市有林造成事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 農業基盤整備事業	新市, 県	玉山
	※ 有機物資源活用センター整備事業	新市	玉山
	※ 有機物資源活用促進事業	新市	玉山
	※ 排水対策特別事業	県	玉山
	※ 県営ため池等整備事業	県	玉山
	※ 県営かんがい排水事業	県	玉山
	広域農道整備事業	県	盛岡
	※ 農免道整備事業	県	盛岡, 玉山
新規創業の支援	※ 産業クラスター推進事業 (「サイエンスゆいとぴあ」企業立地促進事業)	新市	盛岡
	※ 産業クラスター推進事業 (再掲) (産学官連携新産業創出事業)	新市	盛岡
雇用の創出	※ 産業クラスター推進事業 (再掲) (「サイエンスゆいとぴあ」企業立地促進事業)	新市	盛岡

※は新規事業

6 多様な交流を支える都市基盤の整備

人・もの・情報の交流が活発に行われる北東北の交流拠点の形成をめざして、都市の基盤整備を行います。

また、都市機能の集積と生活拠点の機能を充実するため、市街地を整備するとともに、道路網整備など円滑な交通基盤の確立を図ります。

(1) 市街地の整備

I G Rいわて銀河鉄道(株)渋民駅、好摩駅周辺など核となる地区の整備を進めるとともに、新市の中心地区において魅力ある職・住環境を整備するため、既存市街地の再整備や盛岡駅西口、盛岡南地区等の整備を行います。

(2) 交通基盤の整備

国道や県道など広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路や生活道路の整備を行い、円滑な交通を確保する道路網の構築を図ります。

バス交通網の再編や鉄道新駅の設置など公共交通網の整備を促進します。

(3) 上・下水道の整備

水道については、安定した給水体制の確保に努め、未給水地域の解消を図るとともに、水源涵養林の育成など水源の保全を図ります。

下水道については、公共下水道や農業集落排水の整備を進めるとともに、公共下水道の早期整備が難しい地区などにおいて浄化槽の普及促進を図ります。

【主要事業】 多様な交流を支える都市基盤の整備

個別施策	事業名	事業主体	区域
市街地の整備	盛岡南地区都市開発整備事業	新市・都市再生機構	盛岡
	盛岡駅西口地区整備事業	新市	盛岡
	都市計画マスタープラン策定事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 渋民駅北地区整備事業	新市	玉山
	※ 好摩駅西地区整備事業	新市	玉山
交通基盤の整備	バス利用促進対策事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 広域圏道路整備事業	新市	盛岡
	※ 都市計画道路整備事業	新市	盛岡, 玉山
	※ 厨川駅地下自由通路及び西口整備事業	新市	盛岡
	※ I G R 下田駅設置事業	新市	玉山
	※ 道路整備事業	新市	玉山
	橋りょう整備事業	新市	玉山
	※ I G R 好摩駅周辺整備事業	新市	玉山
	地区計画道路整備事業	新市	玉山
	道路改築事業	県	盛岡
	緊急地方道路整備事業	県	盛岡
	一般国道電線共同溝整備事業	県	盛岡
	主要地方道緊急地方道整備（雪寒）事業	県	盛岡
	一般県道緊急地方道整備（雪寒）事業	県	盛岡
	地方特定道路整備事業	県	盛岡
	一般県道地方道路交付金事業	県	玉山
上・下水道の整備	※ 水道等整備事業（川又地区）	新市	玉山
	水道未普及地域解消事業	新市	玉山
	公共下水道整備事業	新市	盛岡, 玉山
	浄化槽整備事業	新市	盛岡, 玉山
	北上川上流流域下水道事業	県	盛岡, 玉山

※は新規事業

7 健全な行財政運営と自治能力の向上

これまでに述べてきた施策を推進するためには、行財政基盤の確立や市民と行政のパートナーシップが大事になってきます。

そのため、行財政運営の効率化や行政情報の積極的な提供を進め、市民の参画による協働のまちづくりを進めます。

また、市民の多様で高度なニーズに対応し、個性豊かな地域づくりが行われるよう、健全で計画的な財政運営のもとに各種施策を推進します。

(1) 自治能力の向上

より多くの事務を担うことができる中核市に移行することにより、行財政の効率化に努めながら、住民にもっとも身近な行政として、多様化するニーズに的確に対応できるよう自治能力の向上に努めます。

(2) 地方分権に対応した行財政運営の推進

行政需要の多様化・高度化や地方分権に的確に対応していくため、行政組織の改善や行政評価システムの充実など事務事業の効率化を推進するとともに、職員の資質向上に努めます。

また、財政面では、合併後の長期的な財政状況の展望のもと、各分野にわたる経費の節減や自主財源の確保に努め、事業の費用対効果等を勘案しながら、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

(3) 市民と行政の協働のまちづくりの推進

市民と行政の新たなパートナーシップの確立のもとに、協働のまちづくりを進めます。そのため、情報公開制度の円滑な運用や外部監査の実施、広報・広聴活動の充実等により行政の透明性の確保を図るとともに、様々な機会を通じ行政の仕組みやまちづくりに関わる情報の提供を行います。

また、新市における各種計画の策定や実施・点検・見直し、施設の管理・運営等への住民の参画や民間参入を積極的に推進するとともに、多様な住民団体やボランティア、NPO活動の促進と連携に努めます。

(4) 広域連携の推進

県都として、また、新市の枠組みを越えた北東北の交流拠点都市という広い視野から、広域的な連携を図りながら、圏域はもとより県全体にその効果を波及させるよう牽引的な役割を果たします。

【主要事業】 健全な行財政運営と自治能力の向上

個別施策	事業名	事業主体
地方分権に対応した行財政運営の推進	行財政構造改革プログラムの推進	新市
	人材育成基本方針の実施	新市
	定員管理適正化事業	新市
	行政評価	新市
市民と行政の協働のまちづくりの推進	各種審議団体委員等公募制度	新市
	N P Oの育成支援	新市

第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、急激な変化により住民生活に影響が出ることのないよう利便性に配慮しながら、地域特性や地域間のバランス、財政事情等を考慮して、計画的に統合や整備を進め適正配置を図ります。

また、施設の配置に当たっては既存施設の活用に努めるほか、必要に応じてPFI手法の導入や指定管理者制度の活用を図るなど、適正かつ効率的な施設の整備と管理運営を進めます。

第7章 財政計画

1 財政計画の基本条件

(1) 計画の目的

新市財政計画は、新市の一体性の確立と均衡ある発展、住民の福祉の向上等に配慮しながら策定するものです。そのためには、現時点で想定される一定の条件のもとで将来の財政状況を推計し、その傾向や財政運営の目安となる大枠を見極めておく必要があります。この財政計画は、将来の財政状況を試算し、新市の健全な財政運営に資することを目的として作成するものです。

(2) 計画作成の考え方

作成に当たっては、現行の財政制度を基本とし、歳入歳出の費目ごとに、過去の実績や経済情勢、人口推計などを勘案することとします。

また、主要事業、行政サービス・事務事業調整方針による財政への影響や合併に伴う削減経費、国・県による財政支援などを反映させますが、今後の国の指針や景気の動向など様々な要素により変化する可能性があります。

(3) 計画の期間

平成18年度から平成36年度までの19年間を計画期間とします。

(4) 計画の範囲

本財政計画は、普通会計で作成しています。普通会計は、国保、介護保険、公営企業等を除いた自治体の財政状況を比較するうえで用いられる会計区分です。

2 歳入及び歳出の推計条件

[歳入]

(1) 税等

地方税や地方譲与税等については、過去の実績推移や見込額、国の経済指標、合併協議会による調整方針等を踏まえ推計しています。

(2) 地方交付税

現行制度に基づき、普通交付税における算定の特例（合併算定替）等を考慮し推計しています。また、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置や合併に係る臨時的経費に対する合併補正などの財政支援措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

過去の実績を基に、扶助費や普通建設事業費の増減や国の動向等を踏まえ、推計しています。また、合併に伴う国・県の補助金等を見込んでいます。

(4) 地方債

通常の普通建設事業に伴う地方債の発行分と、合併まちづくり事業に伴う合併特例債の発行分を見込んでいます。

(5) その他

分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，繰入金，諸収入等については，過去の実績や今後の経済情勢等，調整方針に基づく影響額を見込んでいます。

[歳出]

(1) 人件費

合併による特別職，議会議員等定数の減による影響を見込んでいます。また，一般職員については，合併による管理部門の職員の削減を行うものとして，推計しています。

(2) 扶助費

少子高齢化の影響や過去の実績を踏まえ，生活保護事務の移譲等に伴う影響を見込んでいます。また，調整方針に基づく影響額を見込んでいます。

(3) 公債費

今後の償還見込みに，新市における合併特例債等，地方債に係る年度ごとの償還額を試算し推計しています。

(4) 投資的経費

現行の補助，地方債制度を基本に，新市建設計画の主要事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

(5) その他

物件費，維持補修費，補助費等，投資・出資・貸付金等を過去の実績や今後の経済情勢等を踏まえて推計しています。

3 歳入及び歳出の推移

(単位：百万円)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	市 税	40,604	43,204	42,921	41,044	40,577	40,296	41,268	41,983	42,973	41,718
	地方交付税等	13,780	13,096	15,632	16,908	19,027	19,105	19,282	17,850	16,703	15,380
	国・県支出金	13,802	16,149	15,345	24,683	23,435	24,939	24,488	25,920	26,878	27,396
	地 方 債	13,400	9,985	8,914	10,021	10,902	13,546	12,851	11,791	12,274	12,797
	そ の 他	21,259	15,964	12,581	15,666	13,177	16,285	12,897	12,566	13,671	16,896
	計	102,845	98,398	95,393	108,322	107,118	114,171	110,787	110,110	112,500	114,187
歳出	義 務 的 経 費	48,978	49,588	50,200	52,126	56,044	57,641	57,441	55,860	57,058	58,874
	人 件 費	17,114	17,172	16,936	17,084	16,257	16,575	16,542	15,142	15,850	17,275
	扶 助 費	16,178	17,141	17,886	19,488	24,079	25,558	26,105	26,521	27,886	28,666
	公 債 費	15,686	15,275	15,378	15,554	15,708	15,508	14,794	14,197	13,322	12,933
	投資的経費	13,237	14,546	12,498	17,252	12,121	17,543	14,560	15,674	15,574	15,381
	そ の 他	37,922	32,819	31,788	37,680	36,172	36,873	36,909	36,994	37,375	39,932
	計	100,137	96,953	94,486	107,058	104,337	112,057	108,910	108,529	110,007	114,187

(単位：百万円)

区 分		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
歳入	市 税	41,583	41,680	41,278	41,664	42,014	41,399	41,579	41,752	41,235
	地方交付税等	14,979	14,601	13,920	13,640	13,351	13,673	13,566	13,385	13,318
	国・県支出金	27,646	26,868	26,989	27,144	27,288	26,609	26,636	26,626	26,505
	地 方 債	11,207	11,148	11,416	11,404	11,422	11,594	11,593	11,642	11,064
	そ の 他	14,542	14,228	14,923	14,854	15,226	15,097	14,720	14,862	14,789
	計	109,958	108,525	108,526	108,706	109,301	108,372	108,095	108,267	106,911
歳出	義 務 的 経 費	57,937	58,398	58,802	59,042	59,762	59,612	59,491	59,805	59,104
	人 件 費	16,006	16,241	15,981	15,926	16,166	15,985	15,716	16,126	15,976
	扶 助 費	29,235	29,533	29,790	30,053	30,323	30,373	30,426	30,484	30,545
	公 債 費	12,696	12,624	13,031	13,063	13,273	13,254	13,349	13,195	12,583
	投資的経費	14,294	14,054	14,054	14,054	14,054	13,354	13,354	13,354	12,689
	そ の 他	37,727	36,073	35,670	35,610	35,485	35,406	35,248	35,109	35,118
	計	109,958	108,525	108,526	108,706	109,301	108,372	108,095	108,267	106,911

(単位：百万円)

区 分		18～27年度	28～36年度	18～36年度
歳入	市 税	416,588	374,184	790,772
	地方交付税等	166,763	124,433	291,196
	国・県支出金	223,035	242,311	465,346
	地 方 債	116,481	102,490	218,971
	そ の 他	150,962	133,241	284,203
	計	1,073,831	976,661	2,050,492
歳出	義 務 的 経 費	543,810	531,953	1,075,763
	人 件 費	165,947	144,123	310,070
	扶 助 費	229,508	270,762	500,270
	公 債 費	148,355	117,068	265,423
	投資的経費	148,386	123,261	271,647
	そ の 他	364,464	321,446	685,910
	計	1,056,661	976,661	2,033,322

※ この計画は、普通会計で作成しています。普通会計は、国保、介護保険、公営企業等を除いた自治体の財政状況を比較するうえで用いられる会計区分です。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

【参考資料】 合併効果額

1 歳入

区 分		(単位:百万円)																						
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18～H27	H28～H36	H18～H36	
2 市村・単独	市税	39,489	40,180	41,044	40,517	41,189	41,660	41,065	41,718	41,977	41,240	41,558	41,803	41,092	41,380	41,601	41,488	41,955	42,312	42,133	410,079	375,322	785,401	
	地方交付税等	15,193	17,400	15,874	15,593	14,461	13,510	13,185	12,211	11,373	11,012	10,332	9,522	9,425	8,515	7,728	7,825	7,620	7,431	7,632	139,812	76,030	215,842	
	国・県支出金	15,041	15,660	15,664	15,440	15,599	15,941	16,177	16,660	16,771	17,098	17,518	17,739	17,964	18,244	18,455	18,817	19,074	19,345	19,600	160,051	166,756	326,807	
	地方債	7,926	5,154	4,819	4,146	3,831	3,902	3,984	4,684	4,424	4,752	5,318	5,320	5,323	5,326	5,330	5,334	5,338	5,342	5,346	47,622	47,977	95,599	
	その他	14,978	14,448	14,069	13,969	13,824	13,771	13,801	13,948	14,056	14,093	14,217	14,091	14,114	14,211	14,374	14,477	14,405	14,426	14,411	140,957	128,726	269,683	
	合計	92,627	92,842	91,470	89,664	88,903	88,783	88,212	89,221	88,601	88,196	88,944	88,476	87,918	87,676	87,487	87,941	88,393	88,857	89,123	898,519	794,815	1,693,334	

※ 「2市村・単独」は、盛岡市と玉山村がそれぞれ単独で存続するものとして推計した19年間の財政計画を合算したものです。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

区 分		(単位:百万円)																					
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18～H27	H28～H36	H18～H36
2 市村・合併	市税	40,604	43,204	42,921	41,044	40,577	40,296	41,268	41,983	42,973	41,718	41,583	41,680	41,278	41,664	42,014	41,399	41,579	41,752	41,235	416,588	374,184	790,772
	地方交付税等	13,780	13,096	15,632	16,908	19,027	19,105	19,282	17,850	16,703	15,380	14,979	14,601	13,920	13,640	13,351	13,673	13,566	13,385	13,318	166,763	124,433	291,196
	国・県支出金	13,802	16,149	15,345	24,683	23,435	24,939	24,488	25,920	26,878	27,396	27,646	26,868	26,989	27,144	27,288	26,609	26,636	26,626	26,505	223,035	242,311	465,346
	地方債	13,400	9,985	8,914	10,021	10,902	13,546	12,851	11,791	12,274	12,797	11,207	11,148	11,416	11,404	11,422	11,594	11,593	11,642	11,064	116,481	102,490	218,971
	その他	21,259	15,964	12,581	15,666	13,177	16,285	12,897	12,566	13,671	16,896	14,542	14,228	14,923	14,854	15,226	15,097	14,720	14,862	14,789	150,962	133,241	284,203
	合計	102,845	98,398	95,393	108,322	107,118	114,171	110,787	110,110	112,500	114,187	109,958	108,525	108,526	108,706	109,301	108,372	108,095	108,267	106,911	1,073,831	976,661	2,050,492

※ 「2市村・合併」は、「2市村・単独」の財政計画に、下表の合併効果額を加減したものです。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

区 分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18～H27	H28～H36	H18～H36
合併効果額	市税	1,115	3,023	1,877	527	▲ 612	▲ 1,364	204	265	997	478	25	▲ 123	186	284	413	▲ 89	▲ 377	▲ 560	▲ 898	6,510	▲ 1,139	5,371
	地方交付税等	▲ 1,414	▲ 4,304	▲ 242	1,315	4,567	5,596	6,097	5,639	5,330	4,368	4,647	5,079	4,495	5,124	5,623	5,848	5,946	5,954	5,685	26,952	48,401	75,353
	国・県支出金	▲ 1,240	489	▲ 319	9,243	7,837	8,998	8,311	9,260	10,107	10,298	10,128	9,128	9,026	8,900	8,833	7,792	7,562	7,281	6,904	62,984	75,554	138,538
	地方債	5,475	4,831	4,095	5,875	7,071	9,645	8,867	7,107	7,850	8,044	5,890	5,828	6,093	6,078	6,092	6,260	6,255	6,301	5,719	68,860	54,516	123,376
	その他	6,283	1,517	▲ 1,487	1,697	▲ 648	2,514	▲ 904	▲ 1,382	▲ 385	2,803	325	138	809	643	852	620	315	436	378	10,008	4,516	14,524
合計		10,218	5,556	3,923	18,657	18,215	25,388	22,574	20,889	23,899	25,991	21,014	20,049	20,608	21,030	21,814	20,431	19,702	19,410	17,789	175,310	181,847	357,157

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

2 歳出

区 分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18～H27	H28～H36	H18～H36
		(単位:百万円)																					
2 市 村 ・ 単 独	義務的経費	49,625	49,514	49,879	50,671	50,518	50,299	49,965	48,907	48,181	47,810	46,674	46,220	45,169	44,775	44,822	45,237	45,650	46,074	46,504	495,369	411,125	906,494
	人件費	17,362	17,354	17,023	17,302	16,879	16,813	17,128	16,526	16,731	17,080	16,437	16,386	15,934	15,953	16,155	16,161	16,157	16,153	16,149	170,198	145,485	315,683
	扶助費	16,469	17,167	17,953	18,296	18,646	19,005	19,370	19,743	20,122	20,510	20,905	21,309	21,720	22,140	22,567	23,000	23,442	23,893	24,349	187,281	203,325	390,606
	公債費	15,794	14,993	14,903	15,073	14,992	14,481	13,466	12,639	11,327	10,220	9,332	8,525	7,515	6,682	6,100	6,075	6,051	6,028	6,006	137,888	62,314	200,202
	投資的経費	11,826	12,450	11,149	9,065	8,606	8,774	8,913	10,803	10,426	10,911	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	102,923	113,454	216,377
	その他	31,176	30,878	30,442	29,929	29,779	29,710	29,335	29,510	29,994	29,475	29,663	29,650	30,144	30,296	30,060	30,098	30,137	30,177	30,013	300,228	270,238	570,466
	合計	92,627	92,842	91,470	89,664	88,903	88,783	88,212	89,221	88,601	88,196	88,944	88,476	87,918	87,676	87,487	87,941	88,393	88,857	89,123	898,519	794,815	1,693,334

※ 「2 市村・単独」は、盛岡市と玉山村がそれぞれ単独で存続するものとして推計した19年間の財政計画を合算したものです。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

区 分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18～H27	H28～H36	H18～H36
		(単位:百万円)																					
2 市 村 ・ 合 併	義務的経費	48,978	49,588	50,200	52,126	56,044	57,641	57,441	55,860	57,058	58,874	57,937	58,398	58,802	59,042	59,762	59,612	59,491	59,805	59,104	543,810	531,953	1,075,763
	人件費	17,114	17,172	16,936	17,084	16,257	16,575	16,542	15,142	15,850	17,275	16,006	16,241	15,981	15,926	16,166	15,985	15,716	16,126	15,976	165,947	144,123	310,070
	扶助費	16,178	17,141	17,886	19,488	24,079	25,558	26,105	26,521	27,886	28,666	29,235	29,533	29,790	30,053	30,323	30,373	30,426	30,484	30,545	229,508	270,762	500,270
	公債費	15,686	15,275	15,378	15,554	15,708	15,508	14,794	14,197	13,322	12,933	12,696	12,624	13,031	13,063	13,273	13,254	13,349	13,195	12,583	148,355	117,068	265,423
	投資的経費	13,237	14,546	12,498	17,252	12,121	17,543	14,560	15,674	15,574	15,381	14,294	14,054	14,054	14,054	14,054	13,354	13,354	13,354	12,689	148,386	123,261	271,647
	その他	37,922	32,819	31,788	37,680	36,172	36,873	36,909	36,994	37,375	39,932	37,727	36,073	35,610	35,610	35,485	35,406	35,248	35,109	35,118	364,464	321,446	685,910
	合計	100,137	96,953	94,486	107,058	104,337	112,057	108,910	108,529	110,007	114,187	109,958	108,525	108,526	108,706	109,301	108,372	108,095	108,267	106,911	1,056,661	976,661	2,033,322

※ 「2 市村・合併」は、「2 市村・単独」の財政計画に、下表の合併効果額を加減したものです。

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

区 分		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H18～H27	H28～H36	H18～H36
		(単位:百万円)																					
合 併 効 果 額	義務的経費	▲ 648	74	321	1,456	5,526	7,342	7,476	6,953	8,877	11,063	11,263	12,178	13,633	14,267	14,940	14,375	13,842	13,731	12,601	48,440	120,830	169,270
	人件費	▲ 248	▲ 182	▲ 87	▲ 217	▲ 622	▲ 238	▲ 586	▲ 1,383	▲ 882	193	▲ 431	▲ 145	48	▲ 27	11	▲ 176	▲ 441	▲ 27	▲ 173	▲ 4,252	▲ 1,361	▲ 5,613
	扶助費	▲ 291	▲ 26	▲ 67	1,192	5,433	6,553	6,735	6,778	7,764	8,156	8,330	8,224	8,069	7,913	7,756	7,372	6,984	6,591	6,196	42,227	67,435	109,662
	公債費	▲ 108	282	475	481	715	1,027	1,328	1,558	1,995	2,713	3,364	4,099	5,516	6,381	7,173	7,179	7,298	7,167	6,578	10,466	54,755	65,221
	投資的経費	1,411	2,096	1,349	8,187	3,515	8,769	5,647	4,871	5,150	4,471	1,688	1,448	1,448	1,448	1,448	748	748	748	83	45,466	9,807	55,273
	その他	6,747	1,941	1,346	7,750	6,392	7,163	7,574	7,484	7,380	10,457	8,063	6,423	5,526	5,314	5,426	5,308	5,111	4,932	5,105	64,234	51,208	115,442
	合計	7,511	4,111	3,016	17,393	15,433	23,274	20,697	19,308	21,407	25,991	21,014	20,049	20,608	21,030	21,814	20,431	19,701	19,411	17,789	158,141	181,847	339,988

※ 四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

4 盛岡市・玉山村の合併による新市財政への主な効果

2市村の合併による財政上の効果としては、人件費の削減などに伴う歳出の減や国・県からの補助金などの財政支援、合併特例債の活用によるものがあります。

(1) 合併による効果

① 三役等特別職人件費の削減

平成16年4月現在の2市村の特別職（三役及び教育長）の合計は8人ですが、合併後の特別職の人数を4人とした場合、4人の減少となり、人件費の削減が見込まれます。

区 分	現在（単独）		合併後		19年間削減効果
	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	人数 (人)	給与総額(年額) (千円)	
三役等特別職	8	112,841	4	62,513	7億3,300万円

注：合併後の給与総額は、盛岡市の現在の給与額で試算しています。給与総額には、共済組合負担金、退職手当組合負担金を含みます。

② 議会議員人件費の削減

2市村の議員数は、現在57人ですが、合併後1年4カ月間は議員在任特例を適用し、その後議員数を42人（法定上限数46人）とし、15人の減となります。報酬等の額は平成20年度以降、年額約2,200万円の減額が見込まれます。

区分	現在（単独）		合併後				19年間 削減効果
			在任特例期間		在任特例期間経過後		
	人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	人数 (人)	報酬等総額 (年額) (千円)	
議員	57	493, 308	57	492, 242	42 〔平成23年8月から 38人〕	462, 384 〔418,541千円 (38人の場合)〕	9 億7, 300万円

注：在任特例期間は玉山村の議員については、現行の224,000円で、合併後の報酬総額は、盛岡市の現在の報酬額で積算しています。報酬総額には、議員共済会給付費負担金を含みます。

合併の時期を平成18年1月10日とし、在任特例の期間は盛岡市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとしています。

③ 一般職員人件費の削減

2市村の合併により総務・企画・管理部門等の一本化が図られ、職員の削減が見込まれます。新市財政計画では平成4年の都南村との合併などを参考に総務・管理部門を中心に45人の減、生活保護や建築確認申請事務など新たな行政需要に対応し18人の増加を見込み、全体で27人の削減を見込んでいます。

区 分	基準年度 人数 (人)	削減数		合併後19年 人数 (人)	19年間削減効果 (合併による27 人の削減分)
		行政改革によるもの (人)	合併によるもの (人)		
一般職員	1,984	131	27	1,826	23億9,400万円

注：基準年度は、平成15年度です。

行政改革による 131人の削減分は、単独の場合の財政計画に含まれています。

人件費の削減効果は、盛岡市職員の平均給与額で試算しています。

④ 普通建設事業費の増加

合併により歳入面では、合併特例債の発行や交付税の優遇措置、国等の補助金の活用が可能になるとともに、歳出面において、行政の一体化により様々な経費が削減されます。このことにより、新市の一体化や均衡ある発展、住民福祉の向上につながる公共施設の整備を行う普通建設事業費の増加が可能になります。

区 分	19年間の事業費増加額
普通建設事業費	552億7,300万円

⑤ 地方税の増加

都市計画税は、合併年度及びこれに続く5年度、玉山村については課税しないものとしています。また、2市村で税率が異なる法人市民税（法人税割）は、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、その後、盛岡市の税率に合わせるものとしています。両市村に存在する法人については、均等割の重複分の減額を見込んでいます。

区 分	19年間の増加額	摘要
都市計画税	4億7,800万円	合併年度及びこれに続く5年度は、玉山村については課税しない
法人市民税（法人税割）	2億1,000万円	盛岡市14.7%，玉山村12.3% 合併年度及びこれに続く5年度は、不均一課税
法人市民税（均等割）	△1億1,400万円	△600万円/年 均等割重複分

(2) 合併まちづくり事業にかかる経費

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併市町村が市町村建設計画により行う市町村の一体化、均衡ある発展のための建設事業に対して、合併後19年間、合併特例債を借入れすることができます。後年度、元利償還金の70%が普通交付税に算入されます。

合併まちづくり事業にかかる合併特例債は、交付税措置の割合が高い有利な地方債ではありますが、後年度に一般財源による財政負担が生じることから、健全財政を維持するためには、有効かつ適正に活用することが求められます。

したがって、本財政計画においては、合併特例債について、新市建設計画の主要事業や後年度の元利償還金などの財政影響額を考慮した上で、計画額を試算しています。

区 分	金 額	摘 要
合併特例債（95％）発行見込額	182億4,620万円	借入上限額は182.5億円
うち合併効果事業（新規発行）分	107億5,250万円	
うち通常債振替事業分	74億9,370万円	
元利償還金	194億2,720万円	
交付税算入（70％）	135億9,900万円	

※通常債振替事業分には、合併特例債と通常債との差額分8億4,760万円が含まれています。

(3) 臨時的経費に係る財政支援

【国の支援策】

① 普通交付税（合併補正）

合併直後に発生する行政の一体化、行政水準の格差是正などの臨時的経費に対する措置として、合併後5年間、普通交付税に上乗せされます。

5年間の増加額	概ね16億1千万円
---------	-----------

② 特別交付税

合併を機に行う新しいまちづくり、合併市町村間の公共料金の格差調整などの需要を包括的に措置するため、合併後3年間、特別交付税に上乗せされます。

3年間の増加額	概ね4億5千万円
---------	----------

③ 国庫補助金（合併市町村補助金）

市町村建設計画に位置付けられたもので、行政の一体化、住民へのサービス水準の確保、公共施設間の連携強化、合併市町村間の交流の促進などのために行う事業に対して、合併後3年間交付されます。

3年間の増加額	4億5千万円（上限）
---------	------------

【県の支援策】

④ 合併市町村自立支援交付金

合併市町村の自立に向けた先導的な取組みに対し交付するもので、地域のリーダー養成、合併市町村の一体感の醸成など地域アイデンティティの形成、コミュニティ形成や活動支援に資する事業に対して、合併年度に続く5年間交付されます。

5年間の増加額	5億円（上限）
---------	---------